

20京大施環化第124号
令和3年2月8日

原子力規制委員会 殿

京都府京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
学長 湊 長 博

原子炉施設保安規定変更承認申請書
の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び第76条の規定に基づき、令和2年9月30日付け、20京大施環化第51号をもって変更承認申請しました原子炉施設保安規定の変更承認申請書について、別紙のとおり一部補正致します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 国立大学法人 京都大学

住 所 : 京都府京都市左京区吉田本町 36 番地 1

代表者の氏名 : 学長 湊 長 博

2. 変更の内容

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の記述を別添の「京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更比較表」の変更後の欄のとおり変更する。
(ただし、下線は含まない。)

3. 変更の理由

- (1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び同規則の解釈（原規規発第1912257号-2 原子力規制委員会決定）の要求事項を反映する。
- (2) 核燃料物質の貯蔵について、臨界に達しない措置を講ずることを明確にする。
- (3) 火災の場合の処置を明確にするため、火災鎮火後の対応を追加する。
- (4) 放射線業務従事者が受ける線量管理に対して ALARA の精神に則ることを明確にする。
- (5) 核燃料物質の運搬について、あらかじめ計画することを明確にする。
- (6) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について明確にする。
- (7) 緊急時の措置について、資機材を原子力事業者防災業務計画に従ってあらかじめ整備し、管理しておくことを明確にする。
- (8) 眼の水晶体の等価線量限度の変更のための関係告示等の一部改正に伴い、整合した記載に変更する。
- (9) 原子炉設置変更の承認申請及び原子炉施設保安規定の変更に係る業務を行う

小委員会の設置を追加する。

(10) 記載の適正化を行う。

4. 附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上

別添 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定 変更比較表(該当条文のみを記載、変更箇所は下線部)

変更前	変更後	備考
<p>目次</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定</p> <p>第1章 総則(第1条-第2条)</p> <p>第2章 組織及び職務(第3条-第17条)</p> <p>第3章 研究炉の取扱い</p> <p>第1節 研究炉部の業務(第18条-第19条)</p> <p>第2節 研究炉の運転前の処置(第20条-第21条)</p> <p>第3節 研究炉用燃料要素等の取扱い(第22条-第28条)</p> <p>第4節 研究炉の運転(第29条-第42条)</p> <p>第5節 研究炉の運転終了及び運転終了後の処置(第43条-第45条)</p> <p>第6節 研究炉の特性試験(第46条)</p> <p>第7節 研究炉の運転の訓練(第47条)</p> <p>第8節 研究炉の使用(第48条-第51条)</p> <p>第9節 <u>研究炉による医療照射に関する特別(第52条-第56条)</u></p> <p>第4章 臨界装置の取扱い</p> <p>第1節 臨界装置部の業務(第57条-第58条)</p> <p>第2節 臨界装置の運転前の処置(第59条-第60条)</p> <p>第3節 臨界装置用燃料要素等及び燃料集合体の取扱い(第61条-第68条)</p> <p>第4節 臨界装置の運転(第69条-第82条)</p> <p>第5節 臨界装置の運転終了及び運転終了後の処置(第83条-第85条)</p> <p>第6節 臨界装置の特性試験等(第86条-第87条)</p> <p>第7節 臨界装置の運転の訓練(第88条)</p> <p>第8節 臨界装置の使用(第89条-第94条)</p> <p>第5章 放射性廃棄物の廃棄(第95条-第102条の2)</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第1節 放射線管理部の業務(第103条)</p> <p>第2節 管理区域等の設定(第104条-第108条)</p> <p>第3節 管理区域への立ち入り等(第109条-第114条)</p> <p>第4節 柵ばくの管理及び監視(第115条-第122条)</p> <p>第5節 放射線管理用機器の点検等(第123条-第125条)</p> <p>第6節 健康診断等(第126条-第129条)</p> <p>第7章 教育訓練(第130条-第138条)</p> <p>第8章 異常又は非常の場合の処置</p>	<p>目次</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定</p> <p>第1章 総則(第1条-第2条)</p> <p>第2章 組織及び職務(第3条-第17条)</p> <p>第3章 研究炉の取扱い</p> <p>第1節 研究炉部の業務(第18条-第19条)</p> <p>第2節 研究炉の運転前の処置(第20条-第21条)</p> <p>第3節 研究炉用燃料要素等の取扱い(第22条-第28条)</p> <p>第4節 研究炉の運転(第29条-第42条)</p> <p>第5節 研究炉の運転終了及び運転終了後の処置(第43条-第45条)</p> <p>第6節 研究炉の特性試験(第46条)</p> <p>第7節 研究炉の運転の訓練(第47条)</p> <p>第8節 研究炉の使用(第48条-第51条)</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 臨界装置の取扱い</p> <p>第1節 臨界装置部の業務(第57条-第58条)</p> <p>第2節 臨界装置の運転前の処置(第59条-第60条)</p> <p>第3節 臨界装置用燃料要素等及び燃料集合体の取扱い(第61条-第68条)</p> <p>第4節 臨界装置の運転(第69条-第82条)</p> <p>第5節 臨界装置の運転終了及び運転終了後の処置(第83条-第85条)</p> <p>第6節 臨界装置の特性試験等(第86条-第87条)</p> <p>第7節 臨界装置の運転の訓練(第88条)</p> <p>第8節 臨界装置の使用(第89条-第94条)</p> <p>第5章 放射性廃棄物の廃棄(第95条-第102条の2)</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第1節 放射線管理部の業務(第103条)</p> <p>第2節 管理区域等の設定(第104条-第108条)</p> <p>第3節 管理区域への立ち入り等(第109条-第114条)</p> <p>第4節 柵ばくの管理及び監視(第115条-第122条)</p> <p>第5節 放射線管理用機器の点検等(第123条-第125条)</p> <p>第6節 健康診断等(第126条-第129条)</p> <p>第7章 教育訓練(第130条-第138条)</p> <p>第8章 異常又は非常の場合の処置</p>	<p>医療照射の取りやめに伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>第1節 緊急時の組織及び職務(第139条—第143条)</p> <p>第2節 原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置(第144条—第146条の2)</p> <p>第3節 火災、地震等の場合にとるべき処置(第147条—第149条)</p> <p>第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置(第149条の2—第149条の3)</p> <p>第9章 施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務</p> <p>第1節 施設定期自主検査(第150条)</p> <p>第2節 定期的な評価(第151条—第155条)</p> <p>第3節 改造等及び保守業務(第156条—第158条)</p> <p>第10章 品質保証(第159条—第166条)</p> <p>第11章 保安に関する記録(第167条)</p> <p>附則</p> <p>別表第1 研究炉に関する主要な核的及び熱的制限値</p> <p>別表第2 臨界装置に関する主要な核的及び熱的制限値</p> <p>別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限値</p> <p>別表第3 研究炉燃料要素の貯蔵場所</p> <p>別表第4 研究炉のスクラム条件</p> <p>別表第5 研究炉の一せい挿入条件</p> <p>別表第6 研究炉の警報作動条件</p> <p>別表第7 臨界装置のスクラム条件</p> <p>別表第8 臨界装置の一せい挿入条件</p> <p>別表第9 臨界装置の警報作動条件</p> <p>別表第10 (削除)</p> <p>別表第11 研究炉においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容</p> <p>別表第12 研究炉において一せい挿入が作動し 原子炉が停止したときの確認又は点検内容</p> <p>別表第13 臨界装置においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容</p> <p>別表第14 臨界装置において一せい挿入が作動し 原子炉が停止したときの確認又は点検内容</p> <p>別表第15 研究炉に関する報告除外の事項</p> <p>別表第15の2 研究炉に係る機器</p> <p>別表第16 臨界装置に関する報告除外の事項</p> <p>別表第16の2 臨界装置に係る機器</p> <p>別表第16の3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器</p>	<p>第1節 緊急時の組織及び職務(第139条—第143条)</p> <p>第2節 原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置(第144条—第146条)</p> <p>第3節 火災、地震等の場合にとるべき処置(第147条—第149条)</p> <p>第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置(第149条の2—第149条の3)</p> <p>第9章 施設管理、定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価、改造等及び保守業務</p> <p>第1節 施設管理(第150条—第150条の7)</p> <p>第2節 定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価(第151条—第155条)</p> <p>第3節 改造等及び保守業務(第156条—第158条の2)</p> <p>第10章 品質マネジメントシステム(第159条—第166条)</p> <p>第11章 保安に関する記録(第167条)</p> <p>附則</p> <p>別表第1 研究炉に関する主要な核的及び熱的制限値</p> <p>別表第2 臨界装置に関する主要な核的及び熱的制限値</p> <p>別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限値</p> <p>別表第3 研究炉燃料要素の貯蔵場所</p> <p>別表第4 研究炉のスクラム条件</p> <p>別表第5 研究炉の一せい挿入条件</p> <p>別表第6 研究炉の警報作動条件</p> <p>別表第7 臨界装置のスクラム条件</p> <p>別表第8 臨界装置の一せい挿入条件</p> <p>別表第9 臨界装置の警報作動条件</p> <p>別表第10 (削除)</p> <p>別表第11 研究炉においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容</p> <p>別表第12 研究炉において一せい挿入が作動し 原子炉が停止したときの確認又は点検内容</p> <p>別表第13 臨界装置においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容</p> <p>別表第14 臨界装置において一せい挿入が作動し 原子炉が停止したときの確認又は点検内容</p> <p>別表第15 研究炉に関する報告除外の事項</p> <p>別表第15の2 研究炉に係る機器</p> <p>別表第16 臨界装置に関する報告除外の事項</p> <p>別表第16の2 臨界装置に係る機器</p> <p>別表第16の3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
別表第17 放射線管理用機器 別表第18 放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練 別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練 別表第20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準 別表第21 品質保証活動に係る教育 別表第22 制御棒落下時間 別表第23 原子炉施設の主要計量 別表第24 保安上特に管理を必要とする設備の検査 別表第25 検査の記録 別表第26 研究炉の運転及び点検の記録 別表第27 臨界装置の運転及び点検の記録 別表第28 核燃料物質の記録 別表第29 重水の記録 別表第30 研究炉に関する放射線管理の記録 別表第31 臨界装置に関する放射線管理の記録 別表第32 巡視点検、改造等、保守、特性測定などに関する記録 別表第33 原子炉施設における使用記録 別表第34 原子炉施設の事故記録 別表第35 気象記録 別表第36 保安教育の記録 別表第37 定期的な評価記録 別表第38 品質保証記録	別表第16の4 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定 別表第17 放射線管理用機器 別表第17の2 管理区域等における線量率等の測定 別表第18 放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練 別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練 別表第20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準 別表第21 品質マネジメントシステムに係る教育 別表第22 (削除) 別表第23 (削除) 別表第24 (削除) 別表第25 施設管理に係る記録 別表第26 研究炉の運転及び点検の記録 別表第27 臨界装置の運転及び点検の記録 別表第28 核燃料物質の記録 別表第29 重水の記録 別表第30 研究炉に関する放射線管理の記録 別表第31 臨界装置に関する放射線管理の記録 別表第32 (削除) 別表第33 原子炉施設における使用記録 別表第34 原子炉施設の事故記録 別表第35 気象記録 別表第36 保安教育の記録 別表第37 定期的な評価記録 別表第38 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った 計画、実施、評価及び改善状況の記録	測定項目を新規作成 測定項目を新規作成 記載の適正化 名称変更 検査制度改正に伴う変更 名称変更 品質管理基準規則に伴う変更 名称変更
別図第1 保安活動及び品質保証に係る組織 別図第2 管理区域の位置 別図第3～別図第8-2 管理区域の設定範囲 別図第9 保安区域 別図第10 周辺監視区域	別図第1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織 別図第2 管理区域の位置 別図第3～別図第8-2 管理区域の設定範囲 別図第9 保安区域 別図第10 周辺監視区域	

変更前	変更後	備考
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第37条第1項の規定に基づき、京都大学複合原子力科学研究所(以下「研究所」という。)における原子炉施設の保安に関する基本事項を定め、研究所における核燃料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止することを目的とする。</p> <p>2 研究所における原子炉施設の運転及び管理にあたっては、京都大学原子炉実験所設置承認申請書又は設置変更承認申請書の記載内容及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)(以下「炉規則」という。)に定める措置義務を確実に履行しなければならない。</p> <p>3 前2項の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会のALARAの精神に則り、この規定に定められた事項を遵守し、適切な品質保証の考えのもと保安活動を実施する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 「研究炉」及び「臨界装置」とは、それぞれ研究所に設置する研究用原子炉(KUR)と略称する。)及び臨界実験装置(KUCA)と略称する。)をいい、その炉本体のほか、それぞれに附属する核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、計測制御系統施設、原子炉格納施設、原子炉冷却系統施設(研究炉に限る。)その他の施設を含むものとする。</p> <p>(2) 「原子炉施設」とは、研究炉、臨界装置、放射性廃棄物処理施設、放射線管理施設及び中央管理室をいう。</p> <p>(3) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質(使用済燃料を含む。)及び核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。</p> <p>(4) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとするものをいう。</p> <p>(5) 「管理区域」、「保安区域」又は「周辺監視区域」とは、それぞれ炉規則第1条の2第4号、第5号又は第6号に規定する管理区域、保安区域又は周辺監視区域をいう。</p> <p>(6) 「燃料要素等」とは、燃料要素、減速材要素、反射材要素、プラグ、さや管、標準型燃料板支持フレーム等炉心を構成する要素をいう。</p> <p>(7) 「燃料集合体」とは、臨界装置用燃料要素等を組み合わせて、炉心に挿入する単</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第37条第1項の規定に基づき、京都大学複合原子力科学研究所(以下「研究所」という。)における原子炉施設の保安に関する基本事項を定め、研究所における核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止を図ることに及び研究所における原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2 研究所における原子炉施設の運転及び管理にあたっては、京都大学原子炉実験所設置承認申請書又は設置変更承認申請書の記載内容及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)(以下「炉規則」という。)に定める措置義務を確実に履行しなければならない。</p> <p>3 前2項の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会のALARAの精神に則り、この規定に定められた事項を遵守し、適切な品質マネジメントの考えのもと保安活動を実施する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 「研究炉」及び「臨界装置」とは、それぞれ研究所に設置する研究用原子炉(KUR)と略称する。)及び臨界実験装置(KUCA)と略称する。)をいい、その炉本体のほか、それぞれに附属する核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、計測制御系統施設、原子炉格納施設、原子炉冷却系統施設(研究炉に限る。)その他の施設を含むものとする。</p> <p>(2) 「原子炉施設」とは、研究炉、臨界装置、放射性廃棄物処理施設、放射線管理施設及び中央管理室をいう。</p> <p>(3) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質(使用済燃料を含む。)及び核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。</p> <p>(4) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとするものをいう。</p> <p>(5) 「管理区域」、「保安区域」又は「周辺監視区域」とは、それぞれ炉規則第1条の2第4号、第5号又は第6号に規定する管理区域、保安区域又は周辺監視区域をいう。</p> <p>(6) 「燃料要素等」とは、燃料要素、減速材要素、反射材要素、プラグ、さや管、標準型燃料板支持フレーム等炉心を構成する要素をいう。</p> <p>(7) 「燃料集合体」とは、臨界装置用燃料要素等を組み合わせて、炉心に挿入する単</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第二十一号対応 品質管理基準規則第1条 名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>位にまとめたものをいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保安、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事するため管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「一時立入者」とは、見学等のため一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(11) 「品質保証」とは、炉規則第 15 条第 1 項第 18 号に規定する品質保証をいう。</p>	<p>位にまとめたものをいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保安、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事するため管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「一時立入者」とは、見学等のため一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(11) 「品質マネジメントシステム」とは、炉規則第 1 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する品質マネジメントシステムをいい、品質マネジメントシステムに係る用語の定義は、原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(12) 「要員」とは、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織に属して保安活動を実施する者をいう。</p> <p>(13) 「部署等」とは、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織の最小単位をいう。</p> <p>(14) 「部署」とは、安全管理本部、室及び部をいう。</p> <p>(15) 「部署長」とは、部署の長をいう。</p> <p>(16) 「易燃性物品」とは、爆発性又は易燃性を有する物品をいう。</p>	<p>品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 1 号 名称と対応条文の変更</p> <p>品質管理基準規則に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>第2章 組織及び職務 (組織)</p> <p>第3条 研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質保証に係る組織は別図第1のとおりとする。</p> <p>(総長の職務)</p> <p>第4条 総長は、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質保証を総理する。</p> <p>(所長の職務)</p> <p>第5条 所長は、総長の命を受け、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質保証を総括する。</p> <p>2 所長は、前項の職務の実施に関し、重要な基本方針を定めるときは、次条に規定する原子炉安全委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 所長は、旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合には、前2項の職務に関し、第7条第3項に定める安全管理本部長に職務を代行させることができる。</p> <p>(原子炉安全委員会)</p> <p>第6条 原子炉施設の運転、利用、定期的な評価、その他の保安活動及び品質保証に関する事項を審議するため、研究所に、原子炉安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。</p> <p>2 安全委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学内外の学識経験者のうちから、所長の委嘱する者 若干名</p> <p>(2) 第11条に規定する研究炉及び臨界装置の各原子炉主任技術者</p> <p>(3) 別に定める研究所の放射線取扱主任者(以下「放射線取扱主任者」という。)</p> <p>(4) 第12条に規定する品質保証責任者</p> <p>3 所長は、安全委員会を招集し、議長となる。</p> <p>4 安全委員会の議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p> <p>5 何人も安全委員会の審議結果を尊重しなければならない。</p>	<p>第2章 組織及び職務 (組織)</p> <p>第3条 研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織は別図第1のとおりとする。</p> <p>(学長の職務)</p> <p>第4条 京都大学学長(以下「学長」という。)は、試験研究用等原子炉設置者である京都大学の経営責任者として、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムの運用に責任を持ち、総理するとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(所長の職務)</p> <p>第5条 京都大学複合原子力科学研究所長(以下「所長」という。)は、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムの運用を総括する。</p> <p>2 所長は、前項の職務の実施に関し、重要な基本方針を定めるときは、次条に規定する原子炉安全委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 所長は、旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合には、前2項の職務に関し、第7条第3項に定める安全管理本部長に職務を代行させることができる。</p> <p>4 所長は、部室等及び要員の責任及び権限並びに部室等相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員に責任を遂行させなければならない。</p> <p>(原子炉安全委員会)</p> <p>第6条 所長の諮問を受け、原子炉施設の運転、利用、定期的な評価、その他の保安活動及び品質マネジメントシステムに関する重要事項を審議するため、研究所に、原子炉安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。</p> <p>2 安全委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学内外の学識経験者のうちから、所長の委嘱する者 若干名</p> <p>(2) 第11条に規定する研究炉及び臨界装置の各原子炉主任技術者</p> <p>(3) 別に定める研究所の放射線取扱主任者(以下「放射線取扱主任者」という。)</p> <p>(4) 第12条に規定する品質保証責任者</p> <p>3 所長は、安全委員会を招集し、第7条に規定する安全管理本部長が議長となる。</p> <p>4 安全管理本部長は審議の結果をまとめ、所長に答申する。</p> <p>5 所長は安全委員会の審議結果を尊重しなければならない。</p> <p>6 安全委員会の議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p> <p>(検査小委員会)</p>	<p>名称変更</p> <p>試験炉規則第15条第1項第一号名称変更</p> <p>記載の適正化 名称及び役割の変更</p> <p>品質管理基準規則第14条</p> <p>試験炉規則第15条第1項第六号二 保安に関する重要事項及び保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について</p> <p>試験炉規則第15条第1</p>

変更前	変更後	備考
<p>(安全管理本部) 第7条 (省略)</p> <p>(中央管理室) 第8条 (省略)</p> <p>(核燃料管理室) 第9条 (省略)</p> <p>(品質管理室) 第10条 品質管理室は、第151条第2項に定める原子炉施設の定期的な評価及び第159条第5項に定める品質保証に関する業務に係る業務を行う。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、品質管理室について準用する。この場合において、これらの規定中「中央管理室」とあるのは「品質管理室」と、「中央管理室員」とあるの</p>	<p>第6条の2 安全委員会に検査小委員会を置き、検査対象となる施設・設備の保守に関する者による独立検査を行う。</p> <p>2 検査小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p> <p>3 所長並びに原子炉施設の保守担当部長及びその上司は、検査小委員会の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>4 独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに研究所の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</p> <p>(CAP小委員会) 第6条の3 安全委員会にCAP小委員会を置き、原子炉施設における是正処置プログラム(A(CAP))を行う。</p> <p>2 CAP小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p> <p>(申請業務小委員会) 第6条の4 安全委員会に申請業務小委員会を置き、原子炉設置変更の承認申請及び原子炉施設保安規定の変更に係る業務を行う。</p> <p>2 申請業務小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p> <p>(安全管理本部) 第7条 (変更無し)</p> <p>(中央管理室) 第8条 (変更無し)</p> <p>(核燃料管理室) 第9条 (変更無し)</p> <p>(品質管理室) 第10条 品質管理室は、第151条第2項に定める原子炉施設の定期的な評価及び第159条の8第6項に定める品質マネジメントシステムに関する管理業務を行う。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、品質管理室について準用する。この場合において、これらの規定中「中央管理室」とあるのは「品質管理室」と、「中央管理室員」とあるの</p>	<p>項第十七号(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準5への対応</p> <p>KUCA設置変更承認申請添付書類 10 の評価における想定誤りに関する対応。</p> <p>名称、用語の変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>は「品質管理室員」と、「中央管理室長」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(原子炉主任技術者)</p> <p>第11条 研究炉及び臨界装置の運転に関して保安の監督を行わせるため、研究所に、研究炉及び臨界装置のそれぞれについて各1名の原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を置く。</p> <p>2 主任技術者は、所員で、原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、所長の申出に基づき総長が命ずる。</p> <p>3 主任技術者は、第1項の職務に関し、それぞれ研究炉又は臨界装置の運転に従事する職員及びこれらの装置を実験に使用する者に対し保安上必要な指示を与えるほか、保安上必要な措置の実施について、所長に意見を申し出るものとする。</p> <p>4 主任技術者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合にその職務を代行させるため、第2項に定める要件を備える者のうちから、あらかじめ、所長の申出に基づき総長が命ずる主任技術者の代行者を置くことができる。</p> <p>5 主任技術者は、代行者に職務を代行させるに当たっては、研究炉及び臨界装置の運転に関して保安の監督に支障が生じないよう、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 総長は主任技術者若しくはその代行者を選任又は解任した場合、その日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>(品質保証責任者)</p> <p>第12条 品質保証活動の統括を行う者として、品質保証責任者を置く。</p> <p>2 品質保証責任者は、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命ずる。</p>	<p>は「品質管理室員」と、「中央管理室長」とあるのは「品質管理室長」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(原子炉主任技術者)</p> <p>第11条 研究炉及び臨界装置の運転に関して保安の監督を行わせるため、研究所に、研究炉及び臨界装置のそれぞれについて各1名の原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を置く。</p> <p>2 主任技術者は、所員で、原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、所長の申出に基づき総長が命ずる。</p> <p>3 主任技術者は、第1項の職務に関し、それぞれ研究炉又は臨界装置の運転に従事する職員及びこれらの装置を実験に使用する者に対し保安上必要な指示を与えるほか、保安上必要な措置の実施について、所長に意見を申し出るものとする。</p> <p>4 主任技術者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合にその職務を代行させるため、第2項に定める要件を備える者のうちから、あらかじめ、所長の申出に基づき学長が命ずる主任技術者の代行者を置くことができる。</p> <p>5 主任技術者は、代行者に職務を代行させるに当たっては、研究炉及び臨界装置の運転に関して保安の監督に支障が生じないよう、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 学長は主任技術者若しくはその代行者を選任又は解任した場合、その日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>(品質保証責任者)</p> <p>第12条 品質マネジメントシステムの監理を行う者として、品質保証責任者を置く。</p> <p>2 品質保証責任者は、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命ずる。</p> <p>3 所長は、品質保証責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について所長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(内部監査委員会)</p> <p>第13条 品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、研究所に、内部監査委員会を置く。</p>	<p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>名称及び役割の変更</p> <p>品質管理基準規則第15条(品質マネジメントシステム管理責任者)対応</p> <p>品質管理基準規則第46条(内部監査)第1項対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 内部監査委員会の長は、内部監査責任者とし、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命ずる。</p> <p>3 内部監査委員会の委員は、内部監査責任者の申出に基づき、所長が命ずる。</p> <p>4 内部監査委員会の議事の運営について必要な事項は、内部監査委員会が定める。</p> <p>(部)</p> <p>第14条 原子炉施設に関する保安活動を行わせるため、研究所に、次の各号に掲げる部を置く。各部の業務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 研究炉部 研究炉の保安及び運転並びに研究炉用の核燃料物質等の取扱いに関すること (放射性廃棄物処理部及び放射線管理部の業務に属することを除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 臨界装置部 臨界装置の保安及び運転並びに臨界装置用の核燃料物質等の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 放射性廃棄物処理部 放射性廃棄物処理施設の保安及び放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理部 放射線管理施設の保安並びに原子炉施設及び核燃料物質等の放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 実験設備管理部 原子炉施設における実験設備の保安に関すること。</p> <p>(6) 事務管理部 原子炉施設における設計及び工事に係る業務に関すること。</p> <p>2 部の職員(以下「部員」という。)は、当該部の業務に関し必要な知識及び技能を有する所員のうちから、所長が命ずる。</p> <p>3 部の長は、部長とし、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命ずる。ただし、事務管理部長については研究所の事務長又は事務長補佐のうちから、所長が命ずる。</p> <p>4 部長は、部員を指揮して当該部の業務をつかさどる。</p> <p>5 部長の職務を補佐させるため、副部長を置くことができる。</p> <p>6 副部長は、当該部員のうちから、所長が命ずる。</p> <p>(放射線障害発生防止) 第15条(省略)</p>	<p>(1) 品質マネジメント計画書の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(2) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>2 内部監査責任者は、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命じ、内部監査委員会の長となる。</p> <p>3 内部監査委員会の委員は、内部監査責任者の申出に基づき、所長が命ずる。</p> <p>4 内部監査委員会の議事の運営について必要な事項は、内部監査委員会が定める。</p> <p>(部)</p> <p>第14条 原子炉施設に関する保安活動を行わせるため、研究所に、次の各号に掲げる部を置く。各部の業務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 研究炉部 研究炉の保安及び運転並びに研究炉用の核燃料物質等の取扱いに関すること (放射性廃棄物処理部及び放射線管理部の業務に属することを除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 臨界装置部 臨界装置の保安及び運転並びに臨界装置用の核燃料物質等の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 放射性廃棄物処理部 放射性廃棄物処理施設の保安及び放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理部 放射線管理施設の保安並びに原子炉施設及び核燃料物質等の放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 実験設備管理部 原子炉施設における実験設備の保安に関すること。</p> <p>(6) 事務管理部 原子炉施設における設計及び工事に係る業務に関すること。</p> <p>2 部の職員(以下「部員」という。)は、当該部の業務に関し必要な知識及び技能を有する所員のうちから、所長が命ずる。</p> <p>3 部の長は、部長とし、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命ずる。ただし、事務管理部長については研究所の事務長又は事務長補佐のうちから、所長が命ずる。</p> <p>4 部長は、部員を指揮して当該部の業務をつかさどる。</p> <p>5 部長の職務を補佐させるため、副部長を置くことができる。</p> <p>6 副部長は、当該部員のうちから、所長が命ずる。</p> <p>(放射線障害発生防止) 第15条(変更無し)</p>	<p>役割の変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(運転従事者等の義務) 第16条 (省略)</p> <p>(保安指示書) 第17条 所長は、原子炉施設の点検、運転及び操作、核燃料物質等の取扱いその他原子炉施設の取扱いについて、この規定に定めるもののほか、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安指示書(以下「保安指示書」という。)を定める。</p> <p>2 前項の保安指示書を定めるに当たっては、所長は、安全委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 保安指示書の変更については、前項の規定を準用する。</p> <p>第3章 研究炉の取扱い 第1節 研究炉部の業務 (研究炉部の業務分掌) 第18条 (省略)</p> <p>(運転の当直) 第19条 前条第2項第3号に規定する運転班の業務を交替して行わせるため、研究炉部長は、運転主任を含む運転班の班員3名以上(出力が1000kWを超えるときは5名以上)に研究炉の当直運転を命ずるものとする。</p>	<p>(運転従事者等の義務) 第16条 (変更無し)</p> <p>(保安指示書) 第17条 所長は、原子炉施設の点検、運転及び操作、核燃料物質等の取扱い、非常の場合に講ずべき処置その他原子炉施設の取扱いについて、この規定に定めるもののほか、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安指示書(以下「保安指示書」という。)を定める。</p> <p>2 前項の保安指示書を定めるに当たっては、所長は、安全委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 保安指示書の変更については、前項の規定を準用する。</p> <p>第3章 研究炉の取扱い 第1節 研究炉部の業務 (研究炉部の業務分掌) 第18条 (変更無し)</p> <p>(運転の当直) 第19条 前条第2項第3号に規定する運転班の業務を交替して行わせるため、研究炉部長は、運転主任を含む運転班の班員3名以上に研究炉の当直運転を命ずるものとする。ただし、出力が1000kWを超え、運転を行う場合には、当直運転を命ぜられた運転主任(以下この章において「当直運転主任」という。)及び当直運転を命ぜられたその他の運転班員(以下この章において「当直運転員」という。)に加え、2名以上の要員(以下「事故対応要員」という。)に設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る研究炉の保全に関する措置を命ずるものとする。</p> <p>2 当直運転主任は、当直運転員を指揮し、研究炉の制御台操作及び機器の点検、研究炉用燃料要素等の取扱い、連絡業務、記録、炉心照射試料の出し入れの操作を行うものとする。</p> <p>3 制御台操作を行う者(以下この章において「制御台操作員」という。)は、常に研究炉制御室にあって、制御台操作及び機器の監視を行い、その他の当直運転員は、計装盤の操作、機器の点検、記録の作成及び連絡業務を行うものとする。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第一号の審査基準(要領書、手順書その他保安に関する文書について)</p> <p>試験炉規則第15条第1項第十四号の審査基準2.への対応</p> <p>炉規則第15条第1項第十五号対応 (設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置としての要員の配置)</p>
<p>第2節 研究炉の運転前の処置 研究炉の運転前の処置</p>	<p>第2節 研究炉の運転前の処置 研究炉の運転前の処置</p>	<p>第2節 研究炉の運転前の処置 研究炉の運転前の処置</p>

変更前	変更後	備考
<p>(運転の計画)</p> <p>第20条 所長は、研究炉の1年間の運転計画(以下「年間運転計画」という。)を毎年又は年度毎にたて、これを周知させるものとする。</p> <p>2 研究炉部長は、前項に定める年間運転計画に基づき、研究炉の運転計画をたて、研究炉に関して保安の監督をする主任技術者(以下「研究炉主任技術者」の承認を受けなければならない)。</p> <p>3 前項の運転計画は、次の各号に掲げる事項を記載した KUR 運転計画書により定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究炉の起動前の点検の開始及び運転の停止の時刻に関する事項 (2) 研究炉用燃料要素等の配置に関する事項 (3) 運転出力、運転時間に関する事項 (4) 実験の種類に関する事項 (5) スクラム等の条件及びインターロックの解除に関する事項 (6) 訓練運転に関する事項 (7) 特に必要な監視事項 (8) その他研究炉主任技術者が必要と認める事項 <p>4 研究炉部長は、第2項の運転計画をたて、研究炉を使用する実験にあつては第48条の許可、研究炉による医療照射にあつては第52条の許可を受けたものであることを確認しなければならない。</p> <p>5 研究炉主任技術者は、第2項の承認を行うに当たり、別表第1に掲げる主要な核的制限値及び熱的制限値を満たしていることを確認する。</p> <p>6 研究炉の運転計画の変更の手続については、前4項の規定を準用する。</p> <p>(運転の指令) 第21条 (省略)</p> <p>第3節 研究炉用燃料要素等の取扱い (燃料要素の管理) 第22条 (省略)</p> <p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第23条 研究炉部長は、研究炉用燃料要素を別表第3に掲げる貯蔵場所において、容器又はラックに格納して貯蔵しなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、燃料要素を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 使用済燃料プール室プール内又は使用済燃料室プール内に貯蔵するときは、常にそ</p>	<p>(運転の計画)</p> <p>第20条 所長は、研究炉の1年間の運転計画(以下「年間運転計画」という。)を毎年又は年度毎にたて、これを周知させるものとする。</p> <p>2 研究炉部長は、前項に定める年間運転計画に基づき、研究炉の運転計画をたて、研究炉に関して保安の監督をする主任技術者(以下「研究炉主任技術者」の承認を受けなければならない)。</p> <p>3 前項の運転計画は、次の各号に掲げる事項を記載した KUR 運転計画書により定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究炉の起動前の点検の開始及び運転の停止の時刻に関する事項 (2) 研究炉用燃料要素等の配置に関する事項 (3) 運転出力、運転時間に関する事項 (4) 実験の種類に関する事項 (5) スクラム等の条件及びインターロックの解除に関する事項 (6) 訓練運転に関する事項 (7) 特に必要な監視事項 (8) その他研究炉主任技術者が必要と認める事項 <p>4 研究炉部長は、第2項の運転計画をたて、研究炉を使用する実験にあつては第48条の許可を受けたものであることを確認しなければならない。</p> <p>5 研究炉主任技術者は、第2項の承認を行うに当たり、別表第1に掲げる主要な核的制限値及び熱的制限値を満たしていることを確認する。</p> <p>6 研究炉の運転計画の変更の手続については、前4項の規定を準用する。</p> <p>(運転の指令) 第21条 (変更無し)</p> <p>第3節 研究炉用燃料要素等の取扱い (燃料要素の管理) 第22条 (変更無し)</p> <p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第23条 研究炉部長は、研究炉用燃料要素を別表第3に掲げる貯蔵場所において、容器又はラックに格納して貯蔵しなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、燃料要素を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 使用済燃料プール室プール内又は使用済燃料室プール内に貯蔵するときは、常に</p>	<p>医療照射取り止めに係る変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>の水位を基準点から、それぞれ、下方 55 cm 以内、下方 20 cm 以内にあるように保つこと。</p> <p>(2) プール水の導電率を 10 μ S/cm 以下に保つこと。</p> <p>(3) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(5) 核燃料物質の種類及び数量が許可された範囲を超えないようにすること。</p> <p>(燃料要素の点検) 第24条 (省略)</p> <p>(燃料要素の所内における運搬) 第25条 研究炉用燃料要素の所内における運搬及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員が、管理班の班員(以下「管理班」という。)及び放射線管理班の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量当量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの管理班員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(燃料要素等の炉心配置変更計画) 第26条 (省略)</p> <p>(燃料要素等の炉心配置変更操作) 第27条 (省略)</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の所内における運搬)</p>	<p>にその水位を基準点から、それぞれ、下方 55 cm 以内、下方 20 cm 以内にあるように保つこと。</p> <p>(2) プール水の導電率を 10 μ S/cm 以下に保つこと。</p> <p>(3) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(5) 核燃料物質の種類及び数量が許可された範囲を超えないようにすること。</p> <p>(6) <u>いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにすること。</u></p> <p>(燃料要素の点検) 第24条 (変更無し)</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬) 第25条 <u>研究炉用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、次条に規定する計画書を作成し、当直運転主任及び当直運転員が、管理班の班員(以下「管理班員」という。)及び放射線管理班の立会いの下に行わなければならない。</u></p> <p>2 研究炉部長は、前項の作業について、<u>炉規則第12条による措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量当量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの管理班員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(燃料要素等の炉心配置変更計画) 第26条 (変更無し)</p> <p>(燃料要素等の炉心配置変更操作) 第27条 (変更無し)</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十二号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること)への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第十二号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること)への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>第28条 研究炉の運転等によって発生した核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。)の所内における運搬について運搬を担当する部及び室の長(以下「運搬担当部長」という。)は、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 運搬を担当する部員及び室員(以下「運搬担当部室員」という。)は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、運搬担当部長、中央管理室長、放射線管理部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた中央管理室長は、研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>	<p>第28条 研究炉の運転等によって発生した核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。)の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものを含む。)について運搬を担当する部及び室の長(以下「運搬担当部長」という。)は、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 運搬を担当する部員及び室員(以下「運搬担当部室員」という。)は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、運搬担当部長、中央管理室長、放射線管理部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた中央管理室長は、研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十二号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること)への対応</p>
<p>第4節 研究炉の運転 (運転モードの設定) 第29条 (省略)</p>	<p>第4節 研究炉の運転 (運転モードの設定) 第29条 (変更無し)</p>	
<p>(スクラム条件の設定) 第30条 (省略)</p>	<p>(スクラム条件の設定) 第30条 (変更無し)</p>	
<p>(一せい挿入条件の設定) 第31条 (省略)</p>	<p>(一せい挿入条件の設定) 第31条 (変更無し)</p>	
<p>(起動前の点検) 第32条 (省略)</p>	<p>(起動前の点検) 第32条 (変更無し)</p>	
<p>(起動) 第33条 (省略)</p>	<p>(起動) 第33条 (変更無し)</p>	
<p>(運転中の点検) 第34条 (省略)</p>	<p>(運転中の点検) 第34条 (変更無し)</p>	
<p>(警報、警報に対する処置) 第35条 研究炉部長は、研究炉の警報装置が別表第6第1号から第16号及び第18号から第26号に掲げる条件で作動するよう設定しなければならない。</p>	<p>(警報、警報に対する処置) 第35条 研究炉部長は、研究炉の警報装置が別表第6第1号から第16号及び第18号から第26号に掲げる条件で作動するよう設定しなければならない。</p>	<p>放射線管理部長</p>

変更前	変更後	備考
<p>は、研究炉の警報装置が同別表第17号及び第27号から第34号に掲げる条件で作動するように設定しなければならぬ。また、研究炉部長及び放射線管理部長は、各々が設定した警報装置の作動条件が同別表どおり設定されていることについて、研究炉主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、研究炉部長及び放射線管理部長は、設定した警報装置の作動条件を、安全管理上問題の無い範囲に限り、研究炉主任技術者の承認を得て、変更することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、研究炉部長は、研究炉の運転が炉心配置変更モード又は自然循環運転モードで行われるときに限り、研究炉主任技術者の承認を得て、別表第3号、第4号、第7号及び第11号の条件を除外することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、研究炉部長は、実験に必要な場合において研究炉の安全運転に支障のないときに限り、研究炉主任技術者の承認を得て、別表第6第11号の条件を除外することができる。</p> <p>5 研究炉の運転中に研究炉の警報装置が作動した場合には、当直運転主任は、次の各号に掲げる作動の場合に応じて、それぞれ当該各号に掲げる処置をしなければならぬ。</p> <p>(1) 別表第6第1号から第3号までのいずれかに掲げる条件で作動した場合 直ちに、原因を調査して異常の回復に努めるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告すること。なお、調査及び回復に当たって研究炉の保安が明らかでない場合は、研究炉の出力を低下させ又は未臨界にして作業し なければならない。</p> <p>(2) 同別表第34号に掲げる条件で作動した場合 直ちに、作動の原因を調査し、必要な処置をとるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告すること。なお、同号イからハまでのいずれかに掲げる放射性物質の1時間の平均濃度が当該イ、ロ若しくはハに掲げる値以上となったとき又はなるときは、直ちに、運転を停止すること。</p> <p>6 前項の報告を受けた研究炉部長は、研究炉主任技術者と協議の上、必要な処置を指 揮しなければならない。</p> <p>(スクラムが作動したときの処置) 第36条 (省略)</p> <p>(一せい挿入が作動したときの処置) 第37条 (省略) (異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止)</p>	<p>は、研究炉の警報装置が同別表第17号及び第27号から第34号に掲げる条件で作動するように設定しなければならぬ。また、研究炉部長及び放射線管理部長は、各々が設定した警報装置の作動条件が同別表どおり設定されていることについて、研究炉主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、研究炉部長及び放射線管理部長は、設定した警報装置の作動条件を、安全管理上問題の無い範囲に限り、研究炉主任技術者の承認を得て、変更することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、研究炉部長は、研究炉の運転が炉心配置変更モード又は自然循環運転モードで行われるときに限り、研究炉主任技術者の承認を得て、別表第3号、第4号、第7号及び第11号の条件を除外することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、研究炉部長は、実験に必要な場合において研究炉の安全運転に支障のないときに限り、研究炉主任技術者の承認を得て、別表第6第11号の条件を除外することができる。</p> <p>5 研究炉の運転中に研究炉の警報装置が作動した場合には、当直運転主任は、次の各号に掲げる作動の場合に応じて、それぞれ当該各号に掲げる処置をしなければならぬ。</p> <p>(1) 別表第6第1号から第3号までのいずれかに掲げる条件で作動した場合 直ちに、原因を調査して異常の回復に努めるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告すること。なお、調査及び回復に当たって研究炉の保安が明らかでない場合は、研究炉の出力を低下させ又は未臨界にして作業し なければならない。</p> <p>(2) 同別表第34号に掲げる条件で作動した場合 直ちに、作動の原因を調査し、必要な処置をとるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告すること。なお、同号イからハまでのいずれかに掲げる放射性物質の1時間の平均濃度が当該イ、ロ若しくはハに掲げる値以上となったとき又はなるときは、直ちに、運転を停止すること。</p> <p>6 前項の報告を受けた研究炉部長は、研究炉主任技術者と協議の上、必要な処置を指 揮しなければならない。</p> <p>(スクラムが作動したときの処置) 第36条 (変更無し)</p> <p>(一せい挿入が作動したときの処置) 第37条 (変更無し) (異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止)</p>	<p>報告先の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>第38条 (省略)</p> <p>(運転の計画外停止の報告)</p> <p>第39条 (省略)</p> <p>(運転の再開)</p> <p>第40条 (省略)</p> <p>(運転の交替)</p> <p>第41条 研究炉の運転の交替に当たっては、当直運転主任は、後任の当直運転主任に、次の各号に掲げる事項について引継ぎを行わなければならない。</p> <p>(1) 鍵、運転記録及び運転報告書</p> <p>(2) 運転の状況及び異常が認められた場合には、その異常の状況</p> <p>(通常の運転停止)</p> <p>第42条 研究炉の通常の運転停止は、当直運転主任が、当直運転員を指揮して行わなければならない。</p> <p>2 前項による運転停止を行ったときは、その旨を、研究炉炉室、ホットラボラトリ、及び中央管理室に連絡しなければならない。</p> <p>第5節 研究炉の運転終了及び運転終了後の措置</p> <p>(運転終了時の点検)</p> <p>第43条 当直運転主任は、研究炉の運転終了(運転を停止し、主制御動力鍵を抜き去ることをいう。以下同じ。)に当たっては、次の各号に掲げる事項について点検し、異常のないことを確認のうえ、中央管理室長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 制御棒及びその駆動装置に関する事項</p> <p>(2) 計測制御系統に関する事項</p> <p>(3) 冷却系統に関する事項</p> <p>(4) その他研究炉主任技術者の定める事項</p> <p>2 前項の点検において異常を発見したときは、当直運転主任は、直ちに異常の原因を調査し、異常の回復等の処置をとるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた研究炉部長は、研究炉主任技術者と協議の上、必要な処置を指揮しなければならない。</p> <p>(炉室の施設)</p>	<p>第38条 (変更無し)</p> <p>(運転の計画外停止の報告)</p> <p>第39条 (変更無し)</p> <p>(運転の再開)</p> <p>第40条 (変更無し)</p> <p>(運転の交替)</p> <p>第41条 当直運転主任は、研究炉の運転の交替に当たっては、後任の当直運転主任に、次の各号に掲げる事項について引継ぎを行わなければならない。</p> <p>(1) 鍵、運転記録及び運転報告書</p> <p>(2) 運転の状況及び異常が認められた場合には、その異常の状況</p> <p>(通常の運転停止)</p> <p>第42条 研究炉の通常の運転停止は、当直運転主任が、当直運転員を指揮して行わなければならない。</p> <p>2 前項による運転停止を行ったときは、その旨を、研究炉炉室、ホットラボラトリ、及び中央管理室に連絡しなければならない。</p> <p>第5節 研究炉の運転終了及び運転終了後の措置</p> <p>(運転終了時の点検)</p> <p>第43条 当直運転主任は、研究炉の運転終了(運転を停止し、主制御動力鍵を抜き去ることをいう。以下同じ。)に当たっては、次の各号に掲げる事項について点検し、異常のないことを確認のうえ、中央管理室長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 制御棒及びその駆動装置に関する事項</p> <p>(2) 計測制御系統に関する事項</p> <p>(3) 冷却系統に関する事項</p> <p>(4) その他研究炉主任技術者の定める事項</p> <p>2 前項の点検において異常を発見したときは、当直運転主任は、直ちに異常の原因を調査し、異常の回復等の処置をとるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた研究炉部長は、研究炉主任技術者と協議の上、必要な処置を指揮しなければならない。</p>	<p>記載の適正化 (第81条のKUCAの記載に合わせた。)</p>

変更前	変更後	備考
<p>第44条 当直運転主任は、研究炉の運転終了の後、当直運転主任及び当直運転員の全員が研究炉炉室から退室するときは、研究炉炉室に人のいないことを確かめたうえで鍵を中央管理室長に返還しなければならぬ。</p> <p>(研究炉の巡視及び点検) 第45条 (省略)</p> <p>第6節 研究炉の特性測定 (特性測定) 第46条 (省略)</p> <p>第7節 研究炉の運転の訓練 (運転の訓練) 第47条 (省略)</p> <p>第8節 研究炉の使用 (使用の許可)</p> <p>第48条 研究炉を使用して実験を行おうとする者及び第46条の特性測定、機器の調整又は検査のために運転を必要とする研究炉部長は、KUR 実験記録等の使用申込書を提出し、所長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可には、安全のため必要な使用上の制限条件を付することができる。</p> <p>3 所長は、第1項の許可を与えるに当たっては、安全委員会の安全審査を経なければならぬ。ただし、当該使用に係る実験が既に安全に実施された実験と比較して、より安全であるか、又は極めて類似した条件の実験であると研究炉主任技術者が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(実験の実施)</p> <p>第49条 研究炉の使用の許可を受けた者(以下「研究炉使用者」という。)は、その使用に際して、研究炉の実験に対する KUR 実験記録等の交付を受け、当直運転主任に提示しなければならない。</p> <p>2 研究炉使用者は、実験に当たっては、外部放射線に係る線量及び放射性廃棄物の発生をできるだけ少なくするように努めなければならない。</p> <p>3 当直運転主任は、研究炉使用者の実験が第1項の KUR 実験記録等に従い安全に</p>	<p>第44条 (削除)</p> <p>(研究炉の巡視及び点検) 第45条 (変更無し)</p> <p>第6節 研究炉の特性測定 (特性測定) 第46条 (変更無し)</p> <p>第7節 研究炉の運転の訓練 (運転の訓練) 第47条 (変更無し)</p> <p>第8節 研究炉の使用 (使用の許可)</p> <p>第48条 研究炉を使用して実験を行おうとする者及び第46条の特性測定、機器の調整又は検査のために運転を必要とする研究炉部長は、利用の目的、方法等の事項が記載された KUR 実験記録等の使用申込書を提出し、所長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可には、安全のため必要な使用上の制限条件を付することができる。</p> <p>3 所長は、第1項の許可を与えるに当たっては、安全委員会の安全審査を経なければならぬ。ただし、当該使用に係る実験が既に安全に実施された実験と比較して、より安全であるか、又は極めて類似した条件の実験であると研究炉主任技術者が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(実験の実施)</p> <p>第49条 研究炉の使用の許可を受けた者(以下「研究炉使用者」という。)は、その使用に際して、研究炉の実験に対する KUR 実験記録等の交付を受け、当直運転主任に提示しなければならない。</p> <p>2 研究炉使用者は、実験に当たっては、外部放射線に係る線量及び放射性廃棄物の発生をできるだけ少なくするように努めなければならない。</p> <p>3 研究炉使用者は、実験中に実験設備の異常を発見した場合、直ちに当該実験設備の使用を中止し、実験設備管理部長及び当直運転主任に報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>炉室は常時電子錠にて施錠されている。</p> <p>試験炉規則第15条第1項第十一号(放射線の利用に係る保安に関すること。)への対応</p> <p>実験中の実験設備の異常への対応の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>行われていることを確認しなければならぬ。</p> <p>(実験後の報告) 第50条 (省略)</p> <p>(教育のための制御台操作等) 第50条の2 (省略)</p> <p>(物品の持込み) 第50条の3 (省略)</p> <p>(機器の管理) 第50条の4 (省略)</p> <p>(使用許可の取消し、使用の停止) 第51条 (省略)</p> <p>第9節 研究炉による医療照射に関する特別 ―(研究炉による医療照射の許可)― 第52条 研究炉による医療照射を行うおととする者は、次の各号に掲げる事項を記載した 使用申込書を提出して、所長の許可を受けなければならぬ。</p> <p>(1) 主治医その他医療団に関する事項 (2) 医療照射を希望する日時及びその前後の日程、計画等に関する事項 (3) 患者及びその症状に関する事項 (4) 当該医療照射の目的、放射線を照射しようとする身体部位、必要とする照射線量 等に関する事項 (5) その他必要と認められる事項</p> <p>2. 所長は、前項の許可を与えるに当たっては、第48条第3項に定めるもののほか、原子 炉医療に関する学識経験者の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>(主治医の責任) 第53条 研究炉による医療照射を受ける患者に対する放射線管理上の責任は、主治医 に帰属するものとする。</p> <p>2. 研究炉による医療照射にかかわる人体に起因する廃棄物の処理及び処分の責任</p>	<p>4. 前項の報告を受けた実験設備管理部長は、研究炉部長及び研究炉主任技術者と協 議の上、当該実験設備に係る必要な処置を指揮しなければならぬ。</p> <p>(実験後の報告) 第50条 (変更無し)</p> <p>(教育のための制御台操作等) 第50条の2 (変更無し)</p> <p>(物品の持込み) 第50条の3 (変更無し)</p> <p>(機器の管理) 第50条の4 (変更無し)</p> <p>(使用許可の取消し、使用の停止) 第51条 (変更無し)</p> <p>(削除)</p> <p>第52条 (削除)</p> <p>第53条 (削除)</p>	<p>医療照射取り止めのため</p> <p>医療照射取り止めのため</p> <p>医療照射取り止めのため</p>

変更前	変更後	備考
<p>は、原則として、主治医に帰属するものとする。</p> <p>(研究炉の運転)</p> <p>第54条 医療照射を伴う研究炉の運転は、研究炉部長と主治医の緊密な連携の下に行わなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、医療照射の出力の変更及び運転の停止については、スクラム又は一せい挿入による運転の停止の場合を除いて、あらかじめ主治医に連絡し、その確認を得た後、行うものとする。</p> <p>(研究炉の運転計画の変更)</p> <p>第55条 研究炉部長は、研究炉による医療照射中において医療の経過等の必要から、主治医に出力、運転時間等の運転計画の変更を求められたときは、保安上支障がない限りこれに必ず応ずるものとする。ただし、第20条第6項において準用する同条第2項の規定にかかわらず、運転計画の変更に係る研究炉主任技術者の承認については、その変更が緊急を要するときは、事後速やかにこれを受けけるものとする。</p> <p>(研究炉の異常時の運転停止の場合の措置)</p> <p>第56条 研究炉による医療照射中に発生したスクラム又は一せい挿入の作動及び第38条第1項の規定による運転の停止については、当直運転主任は、直ちに主治医にも報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、研究炉部長は、当直運転主任、制御台操作員等を指揮して第36条第1項、第37条及び第38条第1項の処置の促進を図り、かつ、直ちに中央管理室長、研究炉主任技術者及び主治医と協議のうえ、以後の研究炉の運転等に関して適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第54条 (削除)</p> <p>第55条 (削除)</p> <p>第56条 (削除)</p> <p>第4章 臨界装置の取扱い 第1節 臨界装置部の業務 (臨界装置部の業務) 第57条 (変更無し)</p> <p>(運転の当直) 第58条 (変更無し)</p> <p>第2節 臨界装置の運転前の処置 (運転の計画) 第59条 (変更無し)</p>	<p>医療照射取り止めのため</p> <p>医療照射取り止めのため</p> <p>医療照射取り止めのため</p>

変更前	変更後	備考
<p>(運転の指令) 第60条 (省略)</p> <p>第3節 臨界装置用燃料要素等及び燃料集合体の取扱い (燃料要素の管理) 第61条 (省略)</p> <p>(燃料要素及び燃料集合体の保管) 第62条 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体の保管に関し、臨界装置燃料室燃料貯蔵棚又は炉心において行わなければならない。ただし、臨界装置主任技術者が確認の上、燃料室机上を仮置き場所とすることができる。</p> <p>2 臨界装置燃料室燃料貯蔵棚の専用保管庫並びに燃料室机上において仮置きする場合は、固体減速架台用燃料要素は 〇枚、軽水減速架台用燃料要素は 〇枚以下とする。ただし、軽水減速架台用燃料要素のうち彎曲型燃料板については 〇枚以下とする。この場合、それぞれの燃料要素を混載してはならない。</p> <p>3 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(2) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(3) 非選択架台炉心においては、燃料要素又は燃料集合体を移動しないこと。ただし、軽水減速架台に限り、ダンブ弁“開”の条件の下で、臨界装置主任技術者又はその指定した者の立会のもとに燃料要素又は燃料集合体を移動することができる。</p> <p>(燃料要素の点検) 第63条 (省略)</p> <p>(燃料要素の所内における運搬) 第64条 臨界装置用燃料要素の所内における運搬及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員は、臨界装置置部員及び放射線管理部員の立会の下に行わなければならない。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p>	<p>(運転の指令) 第60条 (変更無し)</p> <p>第3節 臨界装置用燃料要素等及び燃料集合体の取扱い (燃料要素の管理) 第61条 (変更無し)</p> <p>(燃料要素及び燃料集合体の保管) 第62条 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体の保管に関し、臨界装置燃料室燃料貯蔵棚又は炉心において行わなければならない。ただし、臨界装置主任技術者が確認の上、燃料室机上を仮置き場所とすることができる。</p> <p>2 臨界装置燃料室燃料貯蔵棚の専用保管庫において保管し、及び燃料室机上において仮置きする場合は、固体減速架台用燃料要素は 〇枚、軽水減速架台用燃料要素は 〇枚以下とする。この場合、それぞれの燃料要素を混載してはならない。</p> <p>3 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(2) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(3) 非選択架台炉心においては、燃料要素及び燃料集合体を移動しないこと。ただし、軽水減速架台に限り、ダンブ弁“開”の条件の下で、臨界装置主任技術者又はその指定した者の立会のもとに燃料要素及び燃料集合体を移動することができる。</p> <p>(4) いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に遷するおそれがないようにすること。</p> <p>(燃料要素の点検) 第63条 (変更無し)</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬) 第64条 臨界装置用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、第66条に規定する計画書を作成し、当直運転主任及び当直運転員は、臨界装置置部員及び放射線管理部員の立会の下に行わなければならない。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>試験炉規則第15条第1項第十二号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること)への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第十二号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること)への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>らない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの臨界装置部員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の所内における運搬)</p> <p>第65条 臨界装置の運転等によって発生した核燃料物質によって汚染された物（放射性廃棄物を除く。）の所内における運搬については、運搬担当部長は、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 運搬担当部室員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、運搬担当部長、中央管理室長、臨界装置部長、放射線管理部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた中央管理室長は、臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(燃料集合体等の炉心配置変更計画)</p> <p>第66条 (省略)</p> <p>(燃料集合体の組立て及び解体)</p> <p>第67条 (省略)</p> <p>(燃料集合体の挿入及び取出し)</p> <p>第68条 (省略)</p> <p>第4節 臨界装置の運転 (スクラム条件の設定)</p>	<p>らない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの臨界装置部員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)</p> <p>第65条 臨界装置の運転等によって発生した核燃料物質によって汚染された物（放射性廃棄物を除く。）の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)については、運搬担当部長は、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 運搬担当部室員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、運搬担当部長、中央管理室長、臨界装置部長、放射線管理部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた中央管理室長は、臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(燃料集合体等の炉心配置変更計画)</p> <p>第66条 (変更無し)</p> <p>(燃料集合体の組立て及び解体)</p> <p>第67条 (変更無し)</p> <p>(燃料集合体の挿入及び取出し)</p> <p>第68条 (変更無し)</p> <p>第4節 臨界装置の運転 (スクラム条件の設定)</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十二号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること)への対応</p>

変更前	変更後	備考
第69条 (省略)	第69条 (変更無し)	
(一せい挿入条件の設定)	(一せい挿入条件の設定)	
第70条 (省略)	第70条 (変更無し)	
(起動前の点検)	(起動前の点検)	
第71条 (省略)	第71条 (変更無し)	
(起動)	(起動)	
第72条 (省略)	第72条 (変更無し)	
(運転中の点検)	(運転中の点検)	
第73条 (省略)	第73条 (変更無し)	
(警報、警報に対する処置)	(警報、警報に対する処置)	
第74条 (省略)	第74条 (変更無し)	
第75条 (削除)	第75条 (削除)	
(スクラムが作動したときの処置)	(スクラムが作動したときの処置)	
第76条 (省略)	第76条 (変更無し)	
(一せい挿入が作動したときの処置)	(一せい挿入が作動したときの処置)	
第77条 (省略)	第77条 (変更無し)	
(異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止)	(異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止)	
第78条 (省略)	第78条 (変更無し)	
(運転の計画外停止の報告)	(運転の計画外停止の報告)	
第79条 (省略)	第79条 (変更無し)	
(運転の再開)	(運転の再開)	
第80条 (省略)	第80条 (変更無し)	
(運転の交替)	(運転の交替)	
第81条 (省略)	第81条 (変更無し)	

変更前	変更後	備考
<p>(通常の運転停止) 第82条 (省略)</p> <p>第5節 臨界装置の運転終了及び運転終了後の処置 (運転終了時の点検) 第83条 (省略)</p> <p>(選択架台の架台室の施設) 第84条 当直運転主任は、臨界装置の運転終了の後、選択架台の架台室に人のいないことを確かめたうえで、可動遮蔽を閉状態にして施設し、鍵を中央管理室長に返還しなければならぬ。</p> <p>(臨界装置の巡視及び点検) 第85条 (省略)</p> <p>第6節 臨界装置の特性測定等 (機能点検) 第86条 (省略)</p> <p>(新配置の炉心の特性測定) 第87条 (省略)</p> <p>第7節 臨界装置の運転の訓練 (運転の訓練) 第88条 (省略)</p> <p>第8節 臨界装置の使用 (使用の許可) 第89条 (省略)</p> <p>(実験の実施) 第90条 (省略)</p> <p>(教育のための制御台操作等) 第91条 (省略)</p>	<p>(通常の運転停止) 第82条 (変更無し)</p> <p>第5節 臨界装置の運転終了及び運転終了後の処置 (運転終了時の点検) 第83条 (変更無し)</p> <p>第84条 (削除)</p> <p>(臨界装置の巡視及び点検) 第85条 (変更無し)</p> <p>第6節 臨界装置の特性測定等 (機能点検) 第86条 (変更無し)</p> <p>(新配置の炉心の特性測定) 第87条 (変更無し)</p> <p>第7節 臨界装置の運転の訓練 (運転の訓練) 第88条 (変更無し)</p> <p>第8節 臨界装置の使用 (使用の許可) 第89条 (変更無し)</p> <p>(実験の実施) 第90条 (変更無し)</p> <p>(教育のための制御台操作等) 第91条 (変更無し)</p>	<p>炉室は常時電子錠にて施設されている。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(中性子発生装置の使用) 第92条 (省略)</p> <p>(実験後の報告) 第93条 (省略)</p> <p>(物品の持込み) 第93条の2 (省略)</p> <p>(機器の管理) 第93条の3 臨界装置部長又は中央管理室長は、別表第16の2に定める機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(使用許可の取消し、使用の停止) 第94条 (省略)</p> <p>第5章 放射性廃棄物の廃棄 (放射性廃棄物処理部の業務) 第95条 (省略)</p> <p>(核燃料物質等の廃棄のための措置) 第96条 (省略)</p>	<p>(中性子発生装置の使用) 第92条 (変更無し)</p> <p>(実験後の報告) 第93条 (変更無し)</p> <p>(物品の持込み) 第93条の2 (変更無し)</p> <p>(機器の管理) 第93条の3 臨界装置部長、中央管理室長又は放射線管理部長は、別表第16の2に定める臨界装置に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(使用許可の取消し、使用の停止) 第94条 (変更無し)</p> <p>第5章 放射性廃棄物の廃棄 (放射性廃棄物処理部の業務) 第95条 (変更無し)</p> <p>(核燃料物質等の廃棄のための措置) 第96条 (変更無し)</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第96条の2 放射性廃棄物処理部長は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、廃油、プラスチック等(以下「資材等」という。)であって、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として廃棄又は資源として有効利用しようとする場合に必要^な以下の事項を定める。 (1)放射性廃棄物でない廃棄物の判断をしようとする対象物の範囲 (2)放射性廃棄物でない廃棄物の判断方法等 イ 使用履歴の記録等による判断方法 ロ 使用履歴、設置状況の記録等が適切に管理されていない資材等についての判断方法</p>	<p>管理機器の追加に伴う変更</p> <p>試験炉規則第15条第1項第九号(放射性廃棄物の廃棄に関すること)審査基準8.への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(放射性廃棄物の収集)</p> <p>第97条 放射線管理部長は、前条の規定により必要な措置がとられた放射性廃棄物の、放射性廃棄物処理場又は第1、第2固形廃棄物倉庫(以下「固形廃棄物倉庫」と総称する。)への収集の必要を認めるときは、放射性廃棄物処理部長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物処理部長は、前項の通知を受けたときは、当該放射性廃棄物について前条に定める必要な措置がなされていることを確認のうえ、遅滞なく放射性廃棄物処理場又は固形廃棄物倉庫に収集しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の所内における運搬について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、付近の交通を遮断する等の応急の措置を講じるとともに、放射性廃棄物処理部長、中央管理室長、放射線管理部長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた中央管理室長は、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の処理)</p> <p>第98条 (省略)</p> <p>(保管廃棄)</p> <p>第99条 (省略)</p>	<p>ハ 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</p> <p>二 念のための放射線測定に係る事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物でない廃棄物と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置</p> <p>2 「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資材として有効利用しようとする者は、前項で定めた事項に基づき実施計画をたて、放射線管理部長及び放射性廃棄物処理部長の承認を得なければならない。</p> <p>3 主任技術者及び放射線取扱主任者は前2項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の収集)</p> <p>第97条 放射線管理部長は、第96条の規定により必要な措置がとられた放射性廃棄物の、放射性廃棄物処理場又は第1、第2固形廃棄物倉庫(以下「固形廃棄物倉庫」と総称する。)への収集の必要を認めるときは、放射性廃棄物処理部長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物処理部長は、前項の通知を受けたときは、当該放射性廃棄物について前条に定める必要な措置がなされていることを確認のうえ、遅滞なく放射性廃棄物処理場又は固形廃棄物倉庫に収集しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものを含む。)について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、付近の交通を遮断する等の応急の措置を講じるとともに、放射性廃棄物処理部長、中央管理室長、放射線管理部長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた中央管理室長は、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の処理)</p> <p>第98条 (変更無し)</p> <p>(保管廃棄)</p> <p>第99条 (変更無し)</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十三号(放射性廃棄物の廃棄に関すること)審査基準2.への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(放射性廃棄物の引渡し)</p> <p>第100条 (省略)</p> <p>(排水)</p> <p>第101条 放射性廃棄物処理部長は、第98条に規定する処理を終わって監視貯留槽若しくは臨界装置の廃液タンクに貯留された処理済廃水を廃棄しようとするときは、排水口における排水中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第7号に定める濃度限度以下となるように放流計画をたて、放射線取扱主任者の承認を得たのち、排水しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、当該排水中の放射性物質の濃度を監視しなければならない。</p> <p>3 主任技術者及び放射線取扱主任者は、前2項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(排気)</p> <p>第102条 放射性廃棄物処理部長は、気体状の放射性廃棄物の廃棄に当たっては、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第4号に定める濃度限度以下となるように必要な処置をしなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、排気中の放射性物質の濃度を監視しなければならない。</p> <p>3 主任技術者及び放射線取扱主任者は、前2項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(機器の管理)</p> <p>第102条の2 放射性廃棄物処理部長は、別表第16の3に定める放射性廃棄物の廃棄に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第1節 放射線管理部の業務 (放射線管理部の業務)</p> <p>第103条 (省略)</p> <p>第2節 管理区域等の設定</p>	<p>(放射性廃棄物の引渡し)</p> <p>第100条 (変更無し)</p> <p>(排水)</p> <p>第101条 放射性廃棄物処理部長は、第98条に規定する処理を終わって監視貯留槽若しくは臨界装置の廃液タンクに貯留された処理済廃水を廃棄しようとするときは、その濃度、排水口における排水中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第7号に定める濃度限度以下となるように放流計画をたて、放射線取扱主任者の承認を得たのち、排水しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、ALARAの精神に則り、排水を管理しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、別表第16の4に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>4 主任技術者及び放射線取扱主任者は、前3項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(排気)</p> <p>第102条 放射性廃棄物処理部長は、気体状の放射性廃棄物の廃棄に当たっては、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第4号に定める濃度限度以下となるように必要な処置をしなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、ALARAの精神に則り、排気を管理しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、別表第16の4に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>4 主任技術者及び放射線取扱主任者は、前3項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(機器の管理)</p> <p>第102条の2 放射性廃棄物処理部長及び放射線管理部長は、別表第16の3に定める放射性廃棄物の廃棄に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第1節 放射線管理部の業務 (放射線管理部の業務)</p> <p>第103条 (変更無し)</p> <p>第2節 管理区域等の設定及び解除</p>	<p>バッチ処理による手順の明確化のため</p> <p>試験炉規則第15条第1項第九号の審査基準2への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準1への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第九号の審査基準2への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準1への対応</p> <p>管理機器の追加のため</p> <p>試験炉規則第15条第1</p>

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域)</p> <p>第104条 研究所における次の各号の一に該当する区域を管理区域として設定するものとする。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量が、3月間につき1.3 mSv を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、炉規則第8条第1項第2号に定める空気中濃度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(3) 放射性物質の表面密度が炉規則第7条第1号ハに定める表面密度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、外部放射線により被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摂取する割合と空気中の放射性物質の濃度の係る線量の第1号に規定する線量に対する割合の和が1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(5) その他、主任技術者又は放射線取扱主任者が、放射線による放射線障害の防止のために必要と認めた区域</p> <p>2 管理区域は、次の各号に掲げる施設とし、それぞれの位置及び設定の範囲は、別図第2から第8-2までに示すとおりとする。</p> <p>(1) 研究炉炉室</p> <p>(2) 中性子導管実験室の中性子捕獲放射線占有区画</p> <p>(3) 研究炉の排気機械室及び排気口</p> <p>(4) 30m³タンク</p> <p>(5) 使用済燃料プール室</p> <p>(6) ホットケープ地下室</p> <p>(7) 新燃料貯蔵室</p> <p>(8) 使用済燃料室(管理室を除く。)</p> <p>(9) 臨界装置の炉室及び燃料室</p> <p>(10) 臨界装置の排気機械室及び排気口</p> <p>(11) 臨界装置の廃液タンク</p> <p>(12) 臨界装置の総合測定室</p> <p>(13) 放射性廃棄物処理施設</p> <p>(14) 固形廃棄物倉庫</p> <p>(15) 倉庫の物品保管室(1)</p> <p>3 放射線管理部長は、管理区域のうち被ばく線量が1週間につき1mSv を超え又は超えるおそれのある場所について、人の立入りを制限し、又は立入時間を制限するたため、標識及びさく等々を設けた立入制限区域を設定することができる。</p> <p>4 管理区域については、中央管理室長は、壁、さく等の区画物によって区画するほか、</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第104条 研究所における次の各号の一に該当する区域を管理区域として設定するものとする。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量が、3月間につき1.3 mSv を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、炉規則第8条第1項第2号に定める空気中濃度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(3) 放射性物質の表面密度が炉規則第7条第1号ハに定める表面密度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、外部放射線により被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摂取する割合と空気中の放射性物質の濃度の係る線量の第1号に規定する線量に対する割合の和が1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(5) その他、主任技術者又は放射線取扱主任者が、放射線による放射線障害の防止のために必要と認めた区域</p> <p>2 管理区域は、次の各号に掲げる施設とし、それぞれの位置及び設定の範囲は、別図第2から第8-2までに示すとおりとする。</p> <p>(1) 研究炉炉室</p> <p>(2) 中性子導管実験室の中性子捕獲放射線占有区画</p> <p>(3) 研究炉の排気機械室及び排気口</p> <p>(4) 30m³タンク</p> <p>(5) 使用済燃料プール室</p> <p>(6) ホットケープ地下室</p> <p>(7) 新燃料貯蔵室</p> <p>(8) 使用済燃料室(管理室を除く。)</p> <p>(9) 臨界装置の炉室及び燃料室</p> <p>(10) 臨界装置の排気機械室及び排気口</p> <p>(11) 臨界装置の廃液タンク</p> <p>(12) 臨界装置の総合測定室</p> <p>(13) 放射性廃棄物処理施設</p> <p>(14) 固形廃棄物倉庫</p> <p>(15) 倉庫の物品保管室(1)</p> <p>3 放射線管理部長は、管理区域のうち第117条第1項各号に定める限度を超え又は超えるおそれのある場所について、人の立入りを制限し、又は立入時間を制限するたため、標識及びさく等々を設けた立入制限区域を設定することができる。</p> <p>4 管理区域については、中央管理室長は、壁、さく等の区画物によって区画するほか、</p>	<p>項第七号(管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等)の審査基準</p> <p>1. への対応</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>標識等を設けることによる人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の処置をしなければならぬ。</p> <p>(一時管理区域) 第105条 (省略)</p> <p>(管理区域の一時解除) 第106条 (省略)</p> <p>(保全区域) 第107条 (省略)</p> <p>(周辺監視区域) 第108条 (省略)</p> <p>第3節 管理区域への立入り等 (立入者の制限)</p> <p>第109条 中央管理室長は、以下の各号の一に該当する者の他は、管理区域に立ち入らしてはならない。</p> <p>(1) 所員、研究所が受け入れた学生、研究生、研究員又は研修員(以下「所員等」という。)であつて、中央管理室長による認定を受けた放射線業務従事者</p> <p>(2) 所員等以外の者であつて、中央管理室長による認定を受けた放射線業務従事者</p> <p>(3) 所員等以外の者であつて、当該者の所属機関において放射線業務従事者の認定を受け、中央管理室長が管理区域への立入を許可した放射線業務従事者</p> <p>(4) 中央管理室長が立入を許可した一時立入者</p> <p>2 中央管理室長は、前項第1号及び第2号の認定をする場合には、当該者が第131条に定める教育訓練を受講し、かつ第127条の健康診断を受診していることを確認しなければならぬ。</p> <p>3 中央管理室長は、第1項第1号の認定をする場合には、当該者を放射線障害防止法による放射線業務に従事する者として登録しなければならぬ。</p> <p>4 中央管理室長は、第1項第2号の認定をする場合には、当該者が所属機関において放射線障害防止法による放射線業務に従事する者として登録されていることを確認しなければならぬ。</p>	<p>標識等を設けることによる人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の処置をしなければならぬ。</p> <p>5 中央管理室長は、管理区域を解除する場合は、第1項各号に掲げる区域のいずれにも該当していないことを確認する。</p> <p>(一時管理区域) 第105条 (変更無し)</p> <p>(管理区域の一時解除) 第106条 (変更無し)</p> <p>(保全区域) 第107条 (変更無し)</p> <p>(周辺監視区域) 第108条 (変更無し)</p> <p>第3節 管理区域への立入り等 (立入者の制限)</p> <p>第109条 中央管理室長は、以下の各号の一に該当する者の他は、管理区域に立ち入らしてはならない。</p> <p>(1) 所員、研究所が受け入れた学生、研究生、研究員又は研修員(以下「所員等」という。)であつて、中央管理室長による認定を受けた放射線業務従事者</p> <p>(2) 所員等以外の者であつて、中央管理室長による認定を受けた放射線業務従事者</p> <p>(3) 所員等以外の者であつて、当該者の所属機関において放射線業務従事者の認定を受け、中央管理室長が管理区域への立入を許可した放射線業務従事者</p> <p>(4) 中央管理室長が立入を許可した一時立入者</p> <p>2 中央管理室長は、前項第1号及び第2号の認定をする場合には、当該者が第131条に定める教育訓練を受講し、かつ第127条の健康診断を受診していることを確認しなければならぬ。</p> <p>3 中央管理室長は、第1項第1号の認定をする場合には、当該者を放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。)による放射線業務に従事する者として登録しなければならぬ。</p> <p>4 中央管理室長は、第1項第2号の認定をする場合には、当該者が所属機関において放射性同位元素等規制法による放射線業務に従事する者として登録されていることを確認しなければならぬ。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第七号(管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等)の審査基準 1.への対応</p> <p>法令名称の変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>5 中央管理室長は、本人からの申出その他の事由により、放射線業務従事者の認定を解除することができる。</p> <p>6 中央管理室長は、第1項第3号の許可を与える際には、当該者が所属機関において放射線業務従事者の認定を受けていることを確認しなければならぬ。</p> <p>(管理区域への立入り) 第110条 (省略)</p> <p>(保護具の着用、放射線測定器の携行) 第111条 (省略)</p> <p>(管理区域からの退出) 第112条 管理区域から退出しようとする者は、次の各号に掲げる処置をして退出しなければならない。</p> <p>(1) 保護具を取り外すこと。 (2) 手洗いやその他の必要な除染を行うこと。 (3) 手足及び保護具の汚染を検査し、汚染のある場合には、除染のための必要な処置をすること。</p> <p>(物品の持出し) 第113条 (省略)</p> <p>(飲食等の禁止) 第114条 (省略)</p> <p>第4節 被ばく管理及び監視 (被ばく管理の基本方針) 第115条 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者の放射線による被ばくをできる限り少なくするように努めなければならない。</p> <p>(線量の管理) 第116条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が、次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするため、管理区域への立入時間を制限し、有効な遮蔽を設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について イ 1年間(4月1日を始期とする。以下同じ。)につき 50 mSv ロ 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき 100 mSv</p>	<p>5 中央管理室長は、本人からの申出その他の事由により、放射線業務従事者の認定を解除することができる。</p> <p>6 中央管理室長は、第1項第3号の許可を与える際には、当該者が所属機関において放射線業務従事者の認定を受けていることを確認しなければならぬ。</p> <p>(管理区域への立入り) 第110条 (変更無し)</p> <p>(保護具の着用、放射線測定器の携行) 第111条 (変更無し)</p> <p>(管理区域からの退出) 第112条 管理区域から退出しようとする者は、次の各号に掲げる処置をして退出しなければならない。</p> <p>(1) 保護具を取り外すこと。 (2) 手洗いやその他の必要な除染を行うこと。 (3) 手足及び保護具の汚染を検査し、表面密度が規制第7条第1号ニに定める限度を超える汚染のある場合には、除染のために必要な処置をすること。</p> <p>(物品の持出し) 第113条 (変更無し)</p> <p>(飲食等の禁止) 第114条 (変更無し)</p> <p>第4節 被ばく管理及び監視 (被ばく管理の基本方針) 第115条 放射線管理部長は、ALARA の精神に則り、管理区域に立ち入る者の放射線による被ばくをできる限り少なくするように努めなければならない。</p> <p>(線量の管理) 第116条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が、次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするため、管理区域への立入時間を制限し、有効な遮蔽を設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について イ 1年間(4月1日を始期とする。以下同じ。)につき 50 mSv ロ 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき 100 mSv</p>	<p>試験規則第 15 条第 1 項第七号の審査基準5.への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>ハ 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を総長に書面で申し出た者並びに次に規定する者を除く。)については、前イ、ロに規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び11月1日を始期とする各3月間につき 5 mSv</p> <p>ニ 妊娠中である女子については、前イ、ロに規定するほか、本人の申出等により総長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv</p> <p>(2) 等価線量について次のとおりとする。</p> <p>イ 眼の水晶体については、1年間につき 150 mSv</p> <p>ロ 皮膚については、1年間につき 500 mSv</p> <p>ハ (1)のニに規定する女子の腹部表面については、同期間につき 2 mSv</p> <p>2 放射線管理部長は、放射線業務従事者の被ばくの結果について、定期的に主任技術者及び放射線取扱主任者に報告し、当該放射線業務従事者に通知しなければならぬ。また、一時立入者の被ばくの結果について、立入りのつど放射線取扱主任者に報告しなければならぬ。</p> <p>3 放射線業務従事者及び一時立入者は、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合には、直ちに放射線管理部長に届け出なければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、放射線業務従事者及び一時立入者が、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくした場合、直ちに中央管理室長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は前項の報告を受けた場合、当該年度の放射線作業の禁止等の措置をとらなければならない。</p> <p>(管理区域内の線量等の監視)</p> <p>第117条 放射線管理部長は、管理区域内の常時人が立ち入る場所における次の各号に掲げる事項を監視し、それらが当該各号に定める限度を超えないよう必要な指示をしなければならない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率 20 μ Sv/h</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度</p> <p>気体状の放射性物質の濃度 100 mBq/cm³</p> <p>ただし、臨界集合体棟の管理区域については 600 mBq/cm³</p> <p>アルファ線を放出するダスト状の放射性物質の濃度 370nBq/cm³</p> <p>ただし、臨界集合体棟の管理区域については 2 μ Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出しないダスト状の放射性物質の濃度 10 μ Bq/cm³</p>	<p>ハ 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者並びに次に規定する者を除く。)については、前イ、ロに規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び11月1日を始期とする各3月間につき 5 mSv</p> <p>ニ 妊娠中である女子については、前イ、ロに規定するほか、本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv</p> <p>(2) 等価線量について次のとおりとする。</p> <p>イ 眼の水晶体については、令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき 100mSv及び1年間につき 50mSv</p> <p>ロ 皮膚については、1年間につき 500 mSv</p> <p>ハ (1)のニに規定する女子の腹部表面については、同期間につき 2 mSv</p> <p>2 放射線管理部長は、放射線業務従事者の被ばくの結果について、定期的に主任技術者及び放射線取扱主任者に報告し、当該放射線業務従事者に通知しなければならぬ。また、一時立入者の被ばくの結果について、立入りのつど放射線取扱主任者に報告しなければならぬ。</p> <p>3 放射線業務従事者及び一時立入者は、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合には、直ちに放射線管理部長に届け出なければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、放射線業務従事者及び一時立入者が、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくした場合、直ちに中央管理室長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は前項の報告を受けた場合、当該年度の放射線作業の禁止等の措置をとらなければならない。</p> <p>(管理区域内の線量等の監視)</p> <p>第117条 放射線管理部長は、管理区域内の常時人が立ち入る場所における次の各号に掲げる事項を監視し、それらが当該各号に定める限度を超えないよう必要な指示をしなければならない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率 20 μ Sv/h</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度</p> <p>気体状の放射性物質の濃度 100 mBq/cm³</p> <p>ただし、臨界集合体棟の管理区域については 600 mBq/cm³</p> <p>アルファ線を放出するダスト状の放射性物質の濃度 370nBq/cm³</p> <p>ただし、臨界集合体棟の管理区域については 2 μ Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出しないダスト状の放射性物質の濃度 10 μ Bq/cm³</p>	<p>名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(3) 放射性物質の表面密度 アルファ線を放出する放射性物質については 4 Bq/cm² アルファ線を放出しない放射性物質については 40 Bq/cm²</p> <p>(周辺監視区域外における線量の限度等) 第118条 (省略)</p> <p>(研究所周辺の環境に関する測定) 第119条 放射線管理部長は第101条における排水中、及び第102条における排気中の放射性物質の濃度の監視のほかに前条の線量の監視に必要な測定を行わなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、周辺監視区域及びその周辺の環境における水、植物、土等の試料を2回以上採取し、放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>(監視の結果の報告及び異常の場合の処置) 第120条 (省略)</p> <p>(内部被ばく管理) 第121条 (省略)</p> <p>(汚染の除去) 第122条 (省略)</p> <p>第5節 放射線管理用機器の点検等 (放射線管理用機器の機能維持) 第123条 (省略)</p> <p>(監視点検) 第124条 (省略)</p> <p>(保護具の維持) 第125条 (省略)</p>	<p>(3) 放射性物質の表面密度 アルファ線を放出する放射性物質については 4 Bq/cm² アルファ線を放出しない放射性物質については 40 Bq/cm²</p> <p>2 放射線管理部長は前項の監視を行うために別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>(周辺監視区域外における線量の限度等) 第118条 (変更無し)</p> <p>(研究所周辺の環境に関する測定) 第119条 放射線管理部長は第101条における排水中、及び第102条における排気中の放射性物質の濃度の監視のほかに前条の線量の監視に必要な測定として、別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、<u>周辺監視区域及びその周辺の環境における水、植物、土等の試料中放射性物質濃度についてモニタリングを計画及び実施するとともに、その評価を行わなければならない。</u></p> <p>(監視の結果の報告及び異常の場合の処置) 第120条 (変更無し)</p> <p>(内部被ばく管理) 第121条 (変更無し)</p> <p>(汚染の除去) 第122条 (変更無し)</p> <p>第5節 放射線管理用機器の点検等 (放射線管理用機器の機能維持) 第123条 (変更無し)</p> <p>(監視点検) 第124条 (変更無し)</p> <p>(保護具の維持) 第125条 (変更無し)</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第九号の審査基準4.への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第九号の審査基準4.への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>第6節 健康診断等 (健康診断の方法)</p> <p>第126条 中央管理室長は、京都大学健康科学センターの助言を得て、第109条第1項第1号及び第2号に該当する放射線業務従事者に対して、問診及び検査又は検診の方法で、健康診断を受けさせなければならない。ただし、第2号に該当する放射線業務従事者については、当該者が所属機関で放射線障害防止法による放射線業務に従事する者として登録されていることを中央管理室長が確認することができる。</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第127条 放射線業務従事者は、定期的に健康診断を受けなければならない。ただし、検査又は検診は、初めて放射線業務従事者の認定を受ける者を除き、中央管理室長が京都大学健康科学センターの所長の助言により必要と認めた場合に行うこととする。</p> <p>(随時健康診断)</p> <p>第128条 (省略)</p> <p>(健康診断に異常が認められた場合の処置)</p> <p>第129条 中央管理室長は、前2条の健康診断の結果、異常を認めた場合は、京都大学健康科学センターの所長の助言を得て、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議し、管理区域への立入り制限等健康確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第6節 健康診断等 (健康診断の方法)</p> <p>第126条 中央管理室長は、京都大学環境安全保健機構の助言を得て、第109条第1項第1号及び第2号に該当する放射線業務従事者に対して、問診及び検査又は検診の方法で、健康診断を受けさせなければならない。ただし、同項第2号に該当する放射線業務従事者については、当該者が所属機関で放射性同位元素等規制法による放射線業務に従事する者として登録されていることを中央管理室長が確認することをもって、健康診断に代えることができる。</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第127条 放射線業務従事者は、定期的に健康診断を受けなければならない。ただし、検査又は検診は、初めて放射線業務従事者の認定を受ける者を除き、中央管理室長が京都大学環境安全保健機構長の助言により必要と認めた場合に行うこととする。</p> <p>(随時健康診断)</p> <p>第128条 (変更無し)</p> <p>(健康診断に異常が認められた場合の処置)</p> <p>第129条 中央管理室長は、前2条の健康診断の結果、異常を認めた場合は、京都大学環境安全保健機構長の助言を得て、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議し、管理区域への立入り制限等健康確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>名称変更</p> <p>法令名称の変更</p> <p>名称変更</p>
<p>第7章 教育訓練 (教育訓練の実施方針)</p> <p>第130条 所長は、原子炉施設に係る安全及び作業等に係る放射線安全を確保するため、教育訓練を実施する。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度毎に作成し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、当該主任技術者とその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 中央管理室長は、前項の年度教育訓練実施計画の作成に当たっては、放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練は別表第18、研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練は別表第19、部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練は別表第20、品質保証活動に係る教育は別表第21に基づかなければならない。</p>	<p>第7章 教育訓練 (教育訓練の実施方針)</p> <p>第130条 所長は、原子炉施設に係る安全及び作業等に係る放射線安全を確保するため、教育訓練を実施する。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度毎に作成し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、当該主任技術者とその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 中央管理室長は、前項の年度教育訓練実施計画の作成に当たっては、放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練は別表第18、研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練は別表第19、部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練は別表第20、品質マネジメントシステムに係る教育は別表第21に基づかなければならない。</p>	<p>名称変更</p> <p>別表第19に伴う変更</p> <p>名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>4 年度教育訓練実施計画を年度途中に変更する必要が生じた場合の手續きは、第2項に準じるものとする。</p> <p>(放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練)</p> <p>第131条 (省略)</p> <p>(部員及び室員並びに原子炉施設の保安の業務に従事する者に対する教育訓練)</p> <p>第132条 (省略)</p> <p>(原子炉施設使用者に対する教育訓練)</p> <p>第133条 (省略)</p> <p>(所員以外の者に対する教育訓練)</p> <p>第134条 (省略)</p> <p>(緊急時のための教育訓練)</p> <p>第135条 所長は、研究炉部及び臨界装置部の部員その他原子炉施設に関する業務に従事する者に対し、毎年1回以上、非常事態が発生した場合の処置に関する教育訓練を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。</p> <p>(品質保証に係る教育)</p> <p>第136条 所長は、品質保証活動を実施するに当たって、第3条に定める品質保証に係る組織に属する所員に対し、品質保証活動に係る教育を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、品質保証活動に係る教育・訓練その他の処理の有効性を評価しなければならない。</p> <p>(教育訓練の免除)</p> <p>第137条 (省略)</p> <p>(教育訓練の実施記録)</p> <p>第138条 第132条から前条までに定める教育訓練を実施した者は、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び教育訓練を受けた者の氏名を記した教育訓練実施報告書を中央管理室長に提出しなければならない。</p>	<p>4 年度教育訓練実施計画を年度途中に変更する必要が生じた場合の手續きは、第2項に準じるものとする。</p> <p>(放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練)</p> <p>第131条 (変更無し)</p> <p>(部員及び室員並びに原子炉施設の保安の業務に従事する者に対する教育訓練)</p> <p>第132条 (変更無し)</p> <p>(原子炉施設使用者に対する教育訓練)</p> <p>第133条 (変更無し)</p> <p>(所員以外の者に対する教育訓練)</p> <p>第134条 (変更無し)</p> <p>(緊急時のための教育訓練)</p> <p>第135条 所長は、研究炉部及び臨界装置部の部員その他原子炉施設に関する業務に従事する者に対し、毎年1回以上、非常事態が発生した場合(多量の放射性物質等を放出する事故含む)の処置に関する教育訓練を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る教育)</p> <p>第136条 所長は、品質マネジメントシステムを実施するに当たって、第3条に定める品質マネジメントシステムに係る組織に属する所員に対し、品質マネジメントシステムに係る教育を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、品質マネジメントシステムに係る教育・訓練その他の処理の有効性を評価しなければならない。</p> <p>(教育訓練の免除)</p> <p>第137条 (変更無し)</p> <p>(教育訓練の実施記録)</p> <p>第138条 第131条から前条までに定める教育訓練を実施した者は、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び教育訓練を受けた者の氏名を記した教育訓練実施報告書を中央管理室長に提出しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>名称変更</p> <p>対応条文の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>第8章 異常又は非常の場合の処置</p> <p>第1節 緊急時の組織及び職務 (緊急時の措置)</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合(設計基準事故を超える事故を含む。)(以下「緊急時」という。)(には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所長は、必要があるときは、第141条に規定する緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 所長は、緊急時に必要な器材をあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>4 所長は、緊急時に見学者も含む研究所内の全員に対して避難指示等を行うための通報連絡系統をあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急事態を宣言した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに緊急事態の宣言を解除するものとする。</p> <p>(緊急対策本部)</p> <p>第140条 (省略)</p> <p>(緊急作業団)</p> <p>第141条 (省略)</p> <p>(緊急時の業務の優先)</p> <p>第142条 (省略)</p> <p>(緊急作業における放射線管理)</p> <p>第143条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、研究炉又は臨界装置の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を経歴に書面で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p>	<p>第8章 異常又は非常の場合の処置</p> <p>第1節 緊急時の組織及び職務 (緊急時の措置)</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合(設計基準事故を超える事故を含む。)(以下「緊急時」という。)(には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置し、その後の措置は原子力事業者防災業務計画によらなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所長は、必要があるときは、第141条に規定する緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 所長は、緊急時に必要な器材を原子力事業者防災業務計画に従いあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>4 所長は、緊急時に見学者も含む研究所内の全員に対して避難指示等を行うための通報連絡系統をあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急事態を宣言した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに緊急事態の宣言を解除するものとする。</p> <p>(緊急対策本部)</p> <p>第140条 (変更無し)</p> <p>(緊急作業団)</p> <p>第141条 (変更無し)</p> <p>(緊急時の業務の優先)</p> <p>第142条 (変更無し)</p> <p>(緊急作業における放射線管理)</p> <p>第143条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、研究炉又は臨界装置の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を経歴に書面で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十四号(非常の場合に講ずべき処置に関すること)への対応記載の適正化</p> <p>名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>3 中央管理室長は、第1項の規定により緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、第128条に定める健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量については100 mSvを超えないような、眼の水晶体の等価線量については300 mSvを超えないような、及び皮膚の等価線量については1 Svを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、炉規則第8条第3項第3号に定める場合においては、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量については250mSvを超えないような、眼の水晶体の等価線量については300 mSvを超えないような、及び皮膚の等価線量については1 Svを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>6 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を総長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7 実効線量については250mSvを総量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者については、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。</p>	<p>3 中央管理室長は、第1項の規定により緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、第128条に定める健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量については100 mSvを超えないような、眼の水晶体の等価線量については300 mSvを超えないような、及び皮膚の等価線量については1 Svを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、炉規則第8条第3項第3号に定める場合においては、前項の規定にかかわらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量については250mSvを超えないような、眼の水晶体の等価線量については300 mSvを超えないような、及び皮膚の等価線量については1 Svを超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>6 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を学長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7 実効線量については250mSvを総量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者については、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。</p>	<p>名称変更</p>
<p>第2節 原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置 (事故発見の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 原子炉施設内外において、研究炉、臨界装置その他の原子炉施設の重事故又はこれに関係ある重態を引き起こした者又はこれを発見した者は、直ちに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。なお、研究炉又は臨界装置の運転中であっては、当該直運転主任にも直ちに報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた中央管理室長は、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長に報告し、各部長に連絡しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた所長は、所定の機関に通報しなければならない。</p>	<p>第2節 原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置 (事故の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 原子炉施設内外において、研究炉、臨界装置その他の原子炉施設の異常や事故を引き起こした者又は発見した者は、直ちに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。ここで事故とは炉規則第16条の14第1号から第12号までに定める事象やそれに準ずる事象を含む。なお、研究炉又は臨界装置の運転中であっては、当該直運転主任にも直ちに報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた中央管理室長は、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長に報告し、各部長に連絡しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた所長は、直ちに所定の機関に通報するとともに、学長に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた学長は、事故が炉規則第16の14第1号から第12号までに定めらるる事象である場合は、その状況及びそれぞれに対する処置を10日以内に原子力規制委員</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十六号(原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関すること)審査基準3~5への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(事故拡大の防止)</p> <p>第145条 前条の事故が発生した場合、核分裂連鎖反応を停止させ、研究炉内に炉心を冠水させ、放射性物質の環境への移行を抑制することを原則として、第38条及び第78条に定める方法により、事故拡大の防止に努める。</p> <p>(避難の指示)</p> <p>第146条 第144条の場合において、中央管理室長、各部長、主任技術者又は放射線取扱主任者は、事故の影響が重大であると認めるときは、必要に応じ、当該研究炉施設内及びその周辺にいる者(周辺監視区域内の見学者や外部研究者等を含む。)に対し避難の指示又は警告を要する。ただし、緊急を要する場合は、研究炉又は臨界装置の当直運転主任も避難の指示又は警告を要することができる。</p> <p>(事故故障等の報告)</p> <p>第146条の2 各部署長は、炉規則第16条の14第1号から第12号に定める報告事象が生じた場合、直ちに中央管理室長及び主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた中央管理室長は、直ちにその状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示を要する。所長に報告し、各部署長に連絡しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた所長は、直ちに総長に報告するとともに、所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた総長は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会へ報告しなければならない。</p> <p>第3節 火災、地震等の場合にとるべき処置 (火災の場合の処置)</p> <p>第147条 中央管理室長は、原子炉施設内に火災が発生したとき、又は原子炉施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼防止の処置を所員に指示し、直ちに消防署に通報するとともに、所長に報告しなければならない。なお、研究炉又は臨界装置の運転中にあつては、当該当直運転主任にも報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた所長は、直ちに、所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>3 第1項の報告を受けた当直運転主任は、直ちに研究炉及び臨界装置を停止するとともに、その旨を中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は、第1項の消火又は延焼防止の処置を指示するに当たっては、汚染</p>	<p>会へ報告しなければならない。</p> <p>(事故拡大の防止)</p> <p>第145条 前条の事故が発生した場合、必要に応じ、核分裂連鎖反応を停止させ、研究炉内であつては炉心を冠水させ、放射性物質の環境への移行を抑制することを原則として、第38条及び第78条に定める方法により、事故拡大の防止に努める。</p> <p>(避難の指示)</p> <p>第146条 第144条の場合において、中央管理室長、各部長、主任技術者又は放射線取扱主任者は、事故の影響が重大であると認めるときは、必要に応じ、当該研究炉施設内及びその周辺にいる者(周辺監視区域内の見学者や外部研究者等を含む。)に対し避難の指示又は警告を要する。所長にその旨を報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、研究炉又は臨界装置の当直運転主任も避難の指示又は警告を要することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第3節 火災、地震等の場合にとるべき処置 (火災の場合の処置)</p> <p>第147条 中央管理室長は、原子炉施設内に火災が発生したとき、又は原子炉施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼防止の処置を所員に指示し、直ちに消防署に通報するとともに、所長に報告しなければならない。なお、研究炉又は臨界装置の運転中にあつては、当該当直運転主任にも報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた所長は、直ちに、所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>3 第1項の報告を受けた当直運転主任は、直ちに研究炉及び臨界装置を停止するとともに、その旨を中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は、第1項の消火又は延焼防止の処置を指示するに当たっては、汚染</p>	<p>記載の適正化</p> <p>炉規則第15条第1項第14号(非常の場合に講ずべき処置に関すること)審査基準3.への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>の拡大等二次災害を防止する観点から的確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、各部長又は当該主任技術者等も、この指示をすることができる。</p> <p>5 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止エリアを定め、管理を行い、予防散水のための手順を定めなければならない。</p> <p>6 中央管理室長は、火災鎮火後、施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>(地震の場合の処置) 第148条 (省略)</p> <p>(その他の天災地変等の場合の処置) 第149条 (省略)</p> <p>第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置 (多量の放射性物質等を放出する事故への応急対応) 第149条の2 (省略)</p> <p>(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止) 第149条の3 (省略)</p> <p>第9章 施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務</p> <p>第1節 施設定期自主検査 (原子炉施設の施設定期自主検査)</p> <p>第150条 各部長は、それぞれが分掌する業務に係る原子炉施設の施設定期自主検査に関し、次の各号に定める事項について、計画し、当該各号に定める頻度で実施しなければならない。</p> <p>(1) 計測制御系統施設については、研究炉に関しては第30条、臨界装置に関しては第69条に定める緊急遮断を起すべき各条件についての性能検査 1月1回以上又は起動の度ごと</p> <p>(2) 緊急遮断検査を行い、研究炉に関しては、制御棒落下時間、臨界装置に関しては制御棒落下時間及び非常用制御設備が別表第22に示す基準を満たすことを確認する検査</p> <p>施設定期検査を受ける時期ごと</p> <p>(3) 別表第23に掲げる原子炉施設的主要計器及び別表第17に掲げる放射線管理用機器の校正</p> <p>施設定期検査を受ける時期ごと</p>	<p>の拡大等二次災害を防止する観点から的確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、各部長又は当該主任技術者等も、この指示をすることができる。</p> <p>5 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止エリアを定め、管理を行い、予防散水のための手順を定めなければならない。</p> <p>6 中央管理室長は、火災鎮火後、施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>(地震の場合の処置) 第148条 (変更無し)</p> <p>(その他の天災地変等の場合の処置) 第149条 (変更無し)</p> <p>第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置 (多量の放射性物質等を放出する事故への応急対応) 第149条の2 (変更無し)</p> <p>(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止) 第149条の3 (変更無し)</p> <p>第9章 施設管理、定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価、改造等及び保守業務</p> <p>第1節 施設管理 (施設管理方針の策定)</p> <p>第150条 所長は、原子炉ごとに施設管理方針を定めなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十七号(施設管理に關すること)審査基準1.~5.への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(4) 別表第24に掲げる保安上特に管理を必要とする設備の検査 施設定期検査を受ける時期ごと</p> <p>2 前項の施設定期自主検査を実施した部長は、実施の結果を当該主任技術者に報告しなければならない。ただし、実施の結果、異常を認められた場合は速やかに中央管理室長に報告しなければならない。</p>	<p>2 第155条の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを施設管理方針に反映させなければならない。</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第150条の2 各部長は、原子炉施設について、前条の施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を得なければならない。これを要する場合には、前項のうち、重要度の高い設備・機器については、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第150条の3 各部長は、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 原子炉の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(保安活動の実施)</p> <p>第150条の4 各部長は、原子炉施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保安活動を実施しなければならない。</p> <p>(保安活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第150条の5 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画は次の期間ごとに</p>	

変更前	変更後	備考
<p>評価し、改善しなければならぬ。</p> <p>(1) 施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間</p> <p>(2) 施設管理実施計画にあっては、第150条の3第1号に規定する期間</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第150条の6 研究炉及び臨界装置に係る原子炉施設に対して、定期事業者検査が終了した日以降12月を超えない時期ごとに定期事業者検査を行わなければならない。</p> <p>2 定期事業者検査は第6条の2に規定する検査小委員会が行う。</p> <p>3 検査小委員会は、定期事業者検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、当該主任技術者の承認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第150条の7 原子炉施設の設置又は変更の工事を行ったときは、当該施設に対して、使用前事業者検査を行わなければならない。</p> <p>2 使用前事業者検査は第6条の2に規定する検査小委員会が行う。</p> <p>3 検査小委員会は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、当該主任技術者の承認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>5 第1項の設置又は工事を行った部屋長は、炉規則第3条の4に定めた使用前確認を要しない場合を除き、使用前確認を受けなければ当該施設の使用してはならない。ただし、原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事として設置又は工事をするときは、この限りでない。</p>	<p>評価し、改善しなければならぬ。</p> <p>(1) 施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間</p> <p>(2) 施設管理実施計画にあっては、第150条の3第1号に規定する期間</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第150条の6 研究炉及び臨界装置に係る原子炉施設に対して、定期事業者検査が終了した日以降12月を超えない時期ごとに定期事業者検査を行わなければならない。</p> <p>2 定期事業者検査は第6条の2に規定する検査小委員会が行う。</p> <p>3 検査小委員会は、定期事業者検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、当該主任技術者の承認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第150条の7 原子炉施設の設置又は変更の工事を行ったときは、当該施設に対して、使用前事業者検査を行わなければならない。</p> <p>2 使用前事業者検査は第6条の2に規定する検査小委員会が行う。</p> <p>3 検査小委員会は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、当該主任技術者の承認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>5 第1項の設置又は工事を行った部屋長は、炉規則第3条の4に定めた使用前確認を要しない場合を除き、使用前確認を受けなければ当該施設の使用してはならない。ただし、原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事として設置又は工事をするときは、この限りでない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十八条(定期的な評価に関すること)への対応</p>
<p>第2節 定期的な評価</p> <p>(原子炉施設の定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第151条 所長は、炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等については、次条で定める施設定期評価実施計画に従うものとする。</p>	<p>第2節 定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第151条 所長は、炉規則第14条の2及び第9条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等については、次条で定める施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画に従うものとする。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十八条(定期的な評価に関すること)への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までに、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までに、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 経年劣化に関する評価</p> <p>イ 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、<u>10年間に実施すべき当該原子炉施設についての施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。)</u>を策定すること。</p> <p>ロ <u>イの評価及び方針について、10年を超えない期間毎に再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の長期施設管理方針を策定すること。</u></p> <p><u>ハ イ及びロの評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の原直しを行い、その結果に基づき、長期施設管理方針を変更しなければならぬ。</u></p> <p>2 安全管理本部長は、前項の評価に係る業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>(施設定期評価実施計画)</p> <p>第152条 安全管理本部長は、前条第1項の評価を行う前に、施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画を策定し、所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の実施計画を策定する場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第153条 安全管理本部長は、第151条第1項各号の評価の結果を所長に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の報告をしようとする場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>(保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第154条 所長は、第151条第1項第1号の保安活動に関する評価の結果を受け、改善を必要と認めた場合には、改善を行わなければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の改善を行う前に、改善計画を策定し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 安全管理本部長は、前項の改善計画の策定に際し、当該主任技術者の承認を得な</p>	<p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までに、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までに、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 経年劣化に関する評価</p> <p>イ 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、<u>10年間に実施すべき当該原子炉施設についての施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。)</u>を策定すること。</p> <p>ロ <u>イの評価及び方針について、10年を超えない期間毎に再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の長期施設管理方針を策定すること。</u></p> <p><u>ハ イ及びロの評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の原直しを行い、その結果に基づき、長期施設管理方針を変更しなければならぬ。</u></p> <p>2 安全管理本部長は、前項の評価に係る業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>(施設定期評価実施計画)</p> <p>第152条 安全管理本部長は、前条第1項の評価を行う前に、施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画を策定し、所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の実施計画を策定しようとする場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第153条 安全管理本部長は、第151条第1項各号の評価の結果を所長に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の報告をしようとする場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>(保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第154条 所長は、第151条第1項第1号の保安活動に関する評価の結果を受け、改善を必要と認めた場合には、改善を行わなければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の改善を行う前に、改善計画を策定し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 安全管理本部長は、前項の改善計画の策定に際し、当該主任技術者の承認を得な</p>	<p>記載の適正化</p> <p>試験炉規則第15条第1項第十八条対応 (定期的な評価に関すること)</p> <p>試験炉規則第15条第1項第十八条対応 (定期的な評価に関すること)</p>

変更前	変更後	備考
<p>ければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>4 所長は第2項の改善計画が策定された場合は、総覧に報告しなければならぬ。これを 変更した場合においても同様とする。</p> <p>5 各部長は、第2項の改善計画に基づいて、改善を実施しなければならない。</p> <p>(高経年劣化に関する評価に伴う保全計画)</p> <p>第155条 所長は、第151条第1項第2号の経年劣化に関する評価の結果に基づき策 定された評価後10年間の保全計画を実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、評価後10年間の保全計画について変更が必要となった場合、原子炉施設 の安全上問題のないことを条件に保全計画を変更できるものとする。この場合、当該 主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は第1項の保全計画が策定された場合は、総覧に報告しなければならない。これ を変更した場合においても同様とする。</p> <p>4 各部長は、第1項の保全計画に基づいて、原子炉施設の保全のための措置を実施し なければならない。</p> <p>第3節 改造等及び保守業務 (改造等の計画)</p> <p>第156条 研究炉主任技術者及び臨界装置主任技術者は、当該原子炉施設の機能若 しくは性能を変更することを前提とした改造又は変更(以下「改造等」という。)の必要を 認めるときは、その旨を、所長に申し出なければならない。</p> <p>2 各部長は、当該部の業務に係る原子炉施設の改造等の必要を認めるとき又は前項 の申出に基づき所長から指示があったときは、その計画書を作成し、当該主任技術者 の承認を得て、所長に提出しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の計画書を承認するに当たっては、安全性の検討、原子炉設置承認条 件を満たすことの確認及び設計及び工事の方法に係る承認申請手続きの必要性の有 無について、安全委員会の意見を聴かなければならない。ただし、所長が保安上特に 問題がないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(改造等の実施)</p> <p>第157条 中央管理室長は、所長が改造等に関して前条第3項の承認を行った後、当該 部長への実施の指示を行う。</p> <p>2 中央管理室長は、改造等の実施に先立ち、必要と認められる場合には、その計画を</p>	<p>ればならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>4 所長は第2項の改善計画が策定された場合は、学長に報告しなければならぬ。これ を変更した場合においても同様とする。</p> <p>5 各部長は、第2項の改善計画に基づいて、改善を実施しなければならない。</p> <p>(経年劣化に関する評価に伴う長期施設管理方針)</p> <p>第155条 所長は、第151条第1項第2号の経年劣化に関する評価の結果に基づき策 定された評価後10年間の長期施設管理方針に依り施設管理を実施しなければならない。 い。</p> <p>2 所長は、評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合、原 子炉施設の安全上問題のないことを条件に長期施設管理方針を変更できるものとし る。この場合、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は第1項の長期施設管理方針が策定された場合は、学長に報告しなければなら ない。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>4 各部長は、第1項の長期施設管理方針に基づいて、原子炉施設の保全のための措置 を実施しなければならない。</p> <p>第3節 改造等及び保守業務 (改造等の計画)</p> <p>第156条 研究炉主任技術者及び臨界装置主任技術者は、当該原子炉施設の機能若 しくは性能を変更することを前提とした改造又は変更(以下「改造等」という。)の必要を 認めるときは、その旨を、所長に申し出なければならない。</p> <p>2 各部長は、当該部の業務に係る原子炉施設の改造等の必要を認めるとき又は前項 の申出に基づき所長から指示があったときは、その計画書を作成し、当該主任技術者 の承認を得て、所長に提出しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の計画書を承認するに当たっては、安全性の検討、原子炉設置承認条 件を満たすことの確認及び設計及び工事の計画に係る承認申請手続きの必要性の有 無について、安全委員会の意見を聴かなければならない。ただし、所長が保安上特に 問題がないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(改造等の実施)</p> <p>第157条 中央管理室長は、所長が改造等に関して前条第3項の承認を行った後、当該 部長への実施の指示を行う。</p> <p>2 当該改造が第150条の7に定める使用前事業者検査を伴うときは、所長は同条第2 項から第4項までに依り、使用前事業者検査を行わなければならない。</p> <p>3 中央管理室長は、改造等の実施に先立ち、必要と認められる場合には、その計画を</p>	<p>名称変更</p> <p>試験炉規則第15条第1 項第7条(原子炉施設 の施設管理に関するこ と)審査基準3.への対応</p> <p>名称変更</p> <p>使用前事業者検査との 関係性を明確化するため</p>

変更前	変更後	備考
<p>所内に周知しなければならぬ。当該改造等が完了した場合も同様とする。</p> <p>3 第1項の改造等を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(保守業務の実施)</p> <p>第159条 原子炉施設に係る経年劣化した部品の取り替え、機器の修理、機器の点検、機器の特性測定等の業務であって前2条に規定する改造等以外の業務(以下「保守業務」という。)については、これを分掌する部の部長が実施する。</p> <p>2 前項の保守業務を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p>	<p>所内に周知しなければならぬ。当該改造等が完了した場合も同様とする。</p> <p>4 第1項の改造等を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(保守業務の実施)</p> <p>第158条 原子炉施設に係る経年劣化した部品の取り替え、機器の修理、機器の点検、機器の特性測定等の業務であって前2条に規定する改造等以外の業務(以下「保守業務」という。)については、これを分掌する部の部長が実施する。</p> <p>2 前項の保守業務を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(技術情報の共有)</p> <p>第158条の2 保守点検を実施した部長は、保守点検を委託したメーカーなどから保安に関する技術情報を得た場合、品質管理室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた品質管理室長は、原子炉施設の保安を向上させるために、各管理部屋及び他の試験研究用等原子炉設置者に情報を共有しなければならない。</p> <p>第10章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第159条 研究所における品質マネジメントシステムに係る要求事項は、品質管理基準規則第4条に従う。</p> <p>(原子力の安全のためのリーダージップ)</p> <p>第159条の2 学長は、原子力の安全のためのリーダージップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十九条対応 (技術情報の共有)</p> <p>品質管理基準規則第4条(品質マネジメントシステムに係る要求事項)対応</p> <p>品質基準規則第9条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダージップ)</p>
<p>所内に周知しなければならぬ。当該改造等が完了した場合も同様とする。</p> <p>3 第1項の改造等を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(保守業務の実施)</p> <p>第159条 原子炉施設に係る経年劣化した部品の取り替え、機器の修理、機器の点検、機器の特性測定等の業務であって前2条に規定する改造等以外の業務(以下「保守業務」という。)については、これを分掌する部の部長が実施する。</p> <p>2 前項の保守業務を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p>	<p>所内に周知しなければならぬ。当該改造等が完了した場合も同様とする。</p> <p>3 第1項の改造等を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(保守業務の実施)</p> <p>第158条 原子炉施設に係る経年劣化した部品の取り替え、機器の修理、機器の点検、機器の特性測定等の業務であって前2条に規定する改造等以外の業務(以下「保守業務」という。)については、これを分掌する部の部長が実施する。</p> <p>2 前項の保守業務を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十九条対応 (技術情報の共有)</p> <p>品質管理基準規則第4条(品質マネジメントシステムに係る要求事項)対応</p> <p>品質基準規則第9条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダージップ)</p>
<p>第10章 品質保証</p> <p>(品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施)</p> <p>第159条 所長は、原子炉施設に関する保安活動と適切かつ体系的に実施するため、トップマネジメントとして</p> <p>(1) 品質保証の事項を定めた品質保証計画を策定しなければならない。</p> <p>(2) 品質保証の実施に係る組織に関する事項</p> <p>(3) 保安活動の計画に関する事項</p> <p>(4) 保安活動の実施に関する事項</p> <p>(5) 保安活動の評価に関する事項</p> <p>(6) 保安活動の改善に関する事項</p> <p>(7) 品質マネジメントシステムの範囲</p> <p>(8) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報</p> <p>(9) 各プロセスの相互の関係</p>		

変更前	変更後	備考
	<p>(1) 品質方針を定めること。 (2) 品質目標が定められているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 (4) 第159条の6に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源を利用できる体制を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。</p> <p><u>(原子力の安全の確保の重視)</u> 第159条の3 学長は、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織(以下この章において「組織」という。)の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。</p> <p><u>(品質方針)</u> 第159条の4 学長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。 (1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に学長が責任を持って関与すること。 (3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に学長が責任を持って関与すること。</p> <p><u>(品質目標)</u> 第159条の5 学長は、部署において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにし、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。</p> <p><u>(マネジメントレビュー)</u> 第159条の6 学長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の</p>	<p>ブ)対応</p> <p>品質管理基準規則第 10 条(原子力の安全の確保の重視)対応</p> <p>品質管理基準規則第 11 条(品質方針)対応</p> <p>品質管理基準規則第 12 条(品質目標)対応</p> <p>品質管理基準規則第 18 条(マネジメントレビュー)対応</p>

変更前	変更後	備考
	<p>機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上、所長にマネジメントレビューの実務を実施させるとともに、その結果を報告させなければならない。</p> <p>2 前項のマネジメントレビューにおいてレビューする情報には、少なくとも品質管理基準規則第19条各号に掲げる情報を含めなければならない。</p> <p>3 第1項のマネジメントレビューにおいて、次に掲げる事項について検討しなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(5) 関係法令の順守に関する改善</p> <p>4 所長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 学長は、第3項各号について決定するとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第159条の7 所長は、品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する品質マネジメント計画書</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>(4) 品質マネジメント計画書に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第159条の8 所長は、品質マネジメントシステムが第159条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を品質マネジメント計画書として策定しなければならない。</p> <p>2 所長は、品質マネジメント計画書に、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互関係</p>	<p>品質管理基準規則第19条(マネジメントレビューに用いる情報)対応</p> <p>品質管理基準規則第20条(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)対応</p> <p>品質管理基準規則第5条(品質マネジメントシステムの文書化)対応</p> <p>品質管理基準規則第13条(品質マネジメントシステムの計画)、第6条(品質マニュアル)対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 所長は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って、品質保証計画の管理を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内務監査責任者、各部室長(以下「各部室長等」という。)に対し、<u>品質保証計画</u>に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させる。</p> <p>4 品質保証責任者は、次に各号に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの実施状況及びその改善の必要性について所長に報告すること。</p> <p>(3) 各部室において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することに<u>ついで</u>の認識が向上するようにすること。</p> <p>5 品質保証責任者は、品質保証に関する業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>6 各部室長等は、第2項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</p>	<p>3 所長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮するものとする。</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</u></p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>(3) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>(4) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>4 所長は、品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って、品質マネジメント文書の管理を行わなければならない。</p> <p>5 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内務監査責任者、各部室長(以下「各部室長等」という。)に対し、<u>品質マネジメント計画書</u>に基づき、それぞれの役割に応じて責任と権限を与え、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質マネジメントシステムを実施させる。</p> <p>(削除)</p> <p>6 品質保証責任者は、品質マネジメントシステムに関する管理業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>7 所長は、第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、<u>品質マネジメント計画書</u>に定めなければならない。</p> <p>(1) <u>組織の内部の情報伝達に関すること。</u></p> <p>(2) <u>資源の確保に関すること。</u></p> <p>(3) <u>要員の力量の確保及び教育訓練に関すること。</u></p> <p>(4) <u>個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施に関すること。</u></p> <p>(5) <u>監視測定、分析、評価及び改善に関すること。</u></p> <p>(6) <u>組織の外部の者の意見に関すること。</u></p> <p>(7) <u>プロセスの監視測定に関すること。</u></p> <p>(8) <u>データの分析及び評価に関すること。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>名称変更</p> <p>品質基準規則第4条(責任と権限)対応</p> <p>名称変更</p> <p>品質管理基準規則を踏まえた対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第160条 各部署長等は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>2 各部署長は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 各部署長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p>4 各部署長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質保証計画に則り必要な処置を行わなければならない。</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第161条 所長は、第159条第3項における品質保証活動の実施に関して、検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な機器の管理についての基本方針を定める。</p> <p>2 各部署長は、前項の基本方針に基づき、検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理の方法を策定しなければならない。</p> <p>3 各部署長は、前項の方法に基づき、品質保証活動を実施しなければならない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第162条 内部監査責任者は、内部監査委員会を指揮し、年1回以上、内部監査を実施しなければならない。</p> <p>2 内部監査責任者は、前項の内部監査の実施においては、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p>3 内部監査責任者は、前項の内部監査実施計画に基づき実施した内部監査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、内部監査の結果、明らかになった事項について、必要に応じて次条に規定する不適合管理及び第163条の2に規定する是正処置並びに第164条に規定する予防処置に展開しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第163条 各部署長は、以下の各号に掲げる不適合事象について第2項及び第3項に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 炉規則第16条の14に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p>	<p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第160条 各部署長等は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>2 各部署長は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 各部署長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p>4 各部署長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質マネジメントシステムに則り必要な処置を行わなければならない。</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第161条 所長は、第159条の8第5項における品質マネジメントシステムの管理に関して、検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な機器の管理についての基本方針を定める。</p> <p>2 各部署長は、前項の基本方針に基づき、検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理の方法を策定しなければならない。</p> <p>3 各部署長は、前項の方法に基づき、検査及び試験に係る品質マネジメントシステムを実施しなければならない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第162条 内部監査責任者は、内部監査委員会を指揮し、保安活動の重要度に応じて年1回以上、内部監査を実施しなければならない。</p> <p>2 内部監査に係る要求事項は、品質管理基準規則第46条を踏まえて品質マネジメント計画に定める。</p> <p>3 内部監査責任者は、第1項の内部監査の実施においては、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p>4 内部監査責任者は、前項の内部監査実施計画に基づき実施した内部監査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>5 所長は、内部監査の結果、明らかになった事項について、必要に応じて次条に規定する不適合管理及び第163条の2に規定する是正処置並びに第164条に規定する是正防止処置に展開しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第163条 所長は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 所長は、不適合の処置に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に</p>	<p>記載の適正化</p> <p>名称変更</p> <p>番号変更、名称変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>品質管理規則第46条 (内部監査)対応</p> <p>品質管理規則第49条 (不適合の管理)対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(3) その他、要求事項を満たしていないと各部署長が判断した事象</p>	<p>定めなければならない。</p> <p>3 各部署長は、以下の各号に掲げる不適合事象について第4項及び第5項に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 炉規則第16条の14に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p> <p>(3) その他、要求事項を満たしていないと各部署長が判断した事象</p> <p>4 部署長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>(1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>(3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>(4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>5 各部署長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた品質保証責任者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理</p> <p>(2) 不適合の内容の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の管理</p> <p>(3) 不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証</p> <p>7 品質保証責任者は、前2項の内容を所長に報告するとともに、当該部署以外の部署長等に対して周知をしなければならない。</p> <p>(是正処置)</p> <p>第163条の2 各部署長は、発見された不適合の再発防止のため、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 不適合の内容確認</p> <p>(2) 不適合の原因特定</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための是正処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要ならは是正処置の決定及び実施</p> <p>(5) 採った是正処置の結果の記録</p>	<p>炉規則第15条第1項第二十号対応(不適合に関する情報公開)</p> <p>品質基準規則第52条(是正処置等)対応</p>
<p>(3) その他、要求事項を満たしていないと各部署長が判断した事象</p>	<p>定めなければならない。</p> <p>3 各部署長は、以下の各号に掲げる不適合事象について第4項及び第5項に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 炉規則第16条の14に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p> <p>(3) その他、要求事項を満たしていないと各部署長が判断した事象</p> <p>4 部署長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>(1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>(3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>(4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>5 各部署長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた品質保証責任者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理</p> <p>(2) 不適合の内容の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の管理</p> <p>(3) 不適合を除去するための措置を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証</p> <p>(4) 第3項第1号の不適合事象に関する情報のホームページへの公開</p> <p>7 品質保証責任者は、前2項の内容を所長に報告するとともに、当該部署以外の部署長等に対して周知をしなければならない。</p> <p>(是正処置等)</p> <p>第163条の2 各部署長は、発見された不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性の評価</p> <p>(2) 必要ならは是正処置の決定及び実施</p> <p>(3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価</p>	<p>炉規則第15条第1項第二十号対応(不適合に関する情報公開)</p> <p>品質基準規則第52条(是正処置等)対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 各部署長は、前項の手続きに従って是正処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(予防処置)</p> <p>第164条 各部署長は、品質保証責任者に対して第163条第2項の報告があった場合、または各部署長が必要と認めた場合、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>(2) 不適合の発生を未然に防止するための予防処置の必要性の評価</p> <p>(3) 必要な予防処置の決定及び実施</p> <p>(4) 採った予防処置の結果の記録</p> <p>2 各部署長は、前項の手続きに従って予防処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(品質保証計画の継続的改善)</p> <p>第165条 所長は、品質保証計画が適切に実施されたことを評価するため、年1回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項のマネジメントレビューの結果に基づき、品質保証計画を必要に応じて改善しなければならない。</p> <p>3 所長は、マネジメントレビューの結果、明らかになった事項については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開しなければならない。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第166条 所長は、品質保証計画に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の</p>	<p>(4) 必要に応じて、保安活動の改善のために講じた措置の変更</p> <p>(5) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析手順の確立及び実施</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置並びにその結果の記録作成及び管理</p> <p>2 所長は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 各部署長は、第1項の手続きに従って是正処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(未然防止処置)</p> <p>第164条 各部署長は、第163条第5項の不適合事象の報告があった場合、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見により、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>(2) 未然防止処置を講ずる必要性についての評価</p> <p>(3) 必要な未然防止処置の決定及び実施</p> <p>(4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価</p> <p>(5) 講じた全ての未然防止処置並びにその結果の記録作成及び管理</p> <p>2 所長は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 各部署長は、第1項の手続きに従って未然防止処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステムの継続的改善)</p> <p>第165条 所長は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第166条 所長は、品質マネジメント計画に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録</p>	<p>品質基準規則第53条 (未然防止処置)対応</p>
		<p>品質基準規則第51条対応 (継続的な改善)</p> <p>名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>方法を、各部署長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質保証活動に必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、廃止文書に関する必要な管理</p> <p>(2) 品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化</p> <p>(3) 品質保証活動に必要な記録の識別、保管、保護、検索、廃棄及び廃棄に関する必要な書類</p> <p>(4) 品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部署長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p>第11章 保安に関する記録 (炉規則第6条に基づく記録)</p> <p>第167条 炉規則第6条に基づく記録に関しては、記録すべき事項、記録の名称、記録の頻度、保存期間及び保存責任者を別表第25から別表第38までに記載したように定める。</p> <p>(1) 検査の記録 (別表第25)</p> <p>(2) 研究炉の運転及び点検の記録 (別表第26)</p> <p>(3) 臨界装置の運転及び点検の記録 (別表第27)</p> <p>(4) 核燃料物質の記録 (別表第28)</p> <p>(5) 重水の記録 (別表第29)</p> <p>(6) 研究炉に関する放射線管理の記録 (別表第30)</p> <p>(7) 臨界装置に関する放射線管理の記録 (別表第31)</p> <p>(8) 巡視点検、改造等、保守、特性測定などに関する記録 (別表第32)</p> <p>(9) 原子炉施設における使用記録 (別表第33)</p> <p>(10) 原子炉施設の事故記録 (別表第34)</p> <p>(11) 気象記録 (別表第35)</p> <p>(12) 教育訓練記録 (別表第36)</p> <p>(13) 定期的な評価の結果 (別表第37)</p> <p>(14) 品質保証計画 (別表第38)</p>	<p>の管理の方法を、各部署長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメント文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、廃止文書に関する必要な管理</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の明確化</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムに必要な記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関する必要な管理</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部署長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p>第11章 保安に関する記録 (炉規則第6条に基づく記録)</p> <p>第167条 炉規則第6条に基づく記録に関しては、記録すべき事項、記録の名称、記録の頻度、保存期間及び保存責任者を別表第25から別表第38までに記載したように定める。</p> <p>(1) 施設管理に係る記録 (別表第25)</p> <p>(2) 研究炉の運転及び点検の記録 (別表第26)</p> <p>(3) 臨界装置の運転及び点検の記録 (別表第27)</p> <p>(4) 核燃料物質の記録 (別表第28)</p> <p>(5) 重水の記録 (別表第29)</p> <p>(6) 研究炉に関する放射線管理の記録 (別表第30)</p> <p>(7) 臨界装置に関する放射線管理の記録 (別表第31)</p> <p>(8) (削除)</p> <p>(9) 原子炉施設における使用記録 (別表第33)</p> <p>(10) 原子炉施設の事故記録 (別表第34)</p> <p>(11) 気象記録 (別表第35)</p> <p>(12) 教育訓練記録 (別表第36)</p> <p>(13) 定期的な評価の結果 (別表第37)</p> <p>(14) 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに基づいた計画、実施、評価及び改善状況の記録 (別表第38)</p>	<p>試験炉規則改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第11章 保安に関する記録 (炉規則第6条に基づく記録)</p> <p>第167条 炉規則第6条に基づく記録に関しては、記録すべき事項、記録の名称、記録の頻度、保存期間及び保存責任者を別表第25から別表第38までに記載したように定める。</p> <p>(1) 検査の記録 (別表第25)</p> <p>(2) 研究炉の運転及び点検の記録 (別表第26)</p> <p>(3) 臨界装置の運転及び点検の記録 (別表第27)</p> <p>(4) 核燃料物質の記録 (別表第28)</p> <p>(5) 重水の記録 (別表第29)</p> <p>(6) 研究炉に関する放射線管理の記録 (別表第30)</p> <p>(7) 臨界装置に関する放射線管理の記録 (別表第31)</p> <p>(8) 巡視点検、改造等、保守、特性測定などに関する記録 (別表第32)</p> <p>(9) 原子炉施設における使用記録 (別表第33)</p> <p>(10) 原子炉施設の事故記録 (別表第34)</p> <p>(11) 気象記録 (別表第35)</p> <p>(12) 教育訓練記録 (別表第36)</p> <p>(13) 定期的な評価の結果 (別表第37)</p> <p>(14) 品質保証計画 (別表第38)</p>	<p>この規程は、昭和39年5月4日から施行する。</p> <p>この規程は、昭和49年4月8日から施行する。</p>	<p>この規程は、昭和39年5月4日から施行する。</p> <p>この規程は、昭和49年4月8日から施行する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>附 則 この規程は、昭和52年3月9日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和54年11月6日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和55年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和57年6月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和59年12月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和61年8月11日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和61年12月23日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成2年1月17日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成2年3月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成4年4月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成6年12月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成8年6月6日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成10年6月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成12年6月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成12年11月30日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成14年7月12日から施行する。</p>	<p>附 則 この規程は、昭和52年3月9日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和54年11月6日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和55年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和57年6月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和59年12月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和61年8月11日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和61年12月23日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成2年1月17日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成2年3月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成4年4月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成6年12月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成8年6月6日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成10年6月26日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成12年6月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成12年11月30日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成14年7月12日から施行する。</p>	

変更前	変更後	備考
<p>附 則 この規程は、平成14年10月31日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年3月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成16年4月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成17年5月16日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成17年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成18年3月23日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成20年4月8日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成23年5月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成28年9月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成29年3月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成29年6月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成30年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、令和2年3月26日から施行する。</p>	<p>附 則 この規程は、平成14年10月31日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年3月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成16年4月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成17年5月16日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成17年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成18年3月23日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成20年4月8日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成23年5月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成28年9月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成29年3月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成29年6月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成30年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規定は、令和2年3月26日から施行する。</p>	

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規定は、令和 3年4月1日から施行する。</p> <p>別表第 1 研究炉に関する主要な核的及び熱的制限値(第20条) (省略)</p> <p>別表第 2 臨界装置に関する主要な核的及び熱的制限値(第59条) (省略)</p> <p>別表第2の2 臨界装置に関する炉心配置その他の制限値(第59条) (省略)</p> <p>別表第 3 研究炉燃料要素の貯蔵場所(第23条、第24条、第26条) (省略)</p> <p>別表第 4 研究炉のスクラム条件(第30条) (省略)</p> <p>別表第 5 研究炉の一せい挿入条件(第31条) (省略)</p> <p>別表第 6 研究炉の警報作動条件(第35条) (省略)</p> <p>別表第 7 臨界装置のスクラム条件(第69条) (省略)</p> <p>別表第 8 臨界装置の一せい挿入条件(第70条) (省略)</p> <p>別表第 9 臨界装置の警報作動条件(第74条) (省略)</p> <p>別表第 10 (削除)</p> <p>別表第 11 研究炉においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容(第36条) (省略)</p> <p>別表第 12 研究炉において一せい挿入が作動し原子炉が停止したときの確認又は点検内容(第37条)</p> <p>別表第 13 臨界装置においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容(第76条) (省略)</p> <p>別表第 14 臨界装置において一せい挿入が作動し原子炉が停止したときの確認又は点検内容(第77条) (省略)</p>	

変更前	変更後	備考
別表第15 研究炉に関する報告除外の事項(第39条) (省略)	別表第15 (変更無し)	

変更後

変更前

分類	種別	数量	点検年度	管理者
別添第15の2 研究炉に係る機器(第5.0条の4)	避難用照明	49台		
	非常用照明(制御室)	1台		
	集中電灯(制御室)	6本		
	集中電灯(炉室1階、地階)	各1本		
	誘導灯	28台		研究炉部長
	消火器(原子炉棟)	22本		
	消火器(臨界集合体機械棟・電気室)	7本		
	消火器(使用済燃料貯蔵)	5本		
	水災感知器(原子炉棟)	91台		
	水災感知器(臨界集合体機械棟・電気室)	25台		
水災感知器(新燃料貯蔵室)	1台			
水災感知器(使用済燃料貯蔵)	13台			
水災受信機(原子炉棟)	4台			
水災受信機(臨界集合体棟)	1台			
水災受信機(新燃料貯蔵室)	1台			
水災受信機(使用済燃料貯蔵)	1台			
屋内消火栓(原子炉棟)	4台			
屋内消火栓(臨界集合体機械棟・電気室)	1台			
消火器(中央管理室)	1本			
水災感知器(中央管理室)	2台			
水災受信機(中央管理室)	1台			
1次降電ポンプ用船体電源装置内蔵バッテリー	1台			
ディジーセル発電機兼作用蓄電池	2台			
屋内モニタリングシステム用空間環境基準計用無停電電源装置内蔵バッテリー	1台			
非常電話*(中央管理室)	2台			
所内電話*(制御室、中央管理室)	各1台			
放送設備	1式			
監視カメラ(炉室)	各1台			
インターホン(制御室、各実験設備)	11台			
1次冷却配管止水設備	5台			
防塵機	2基			
全重マスク	5着			
可搬型消防ポンプ及び起動用バッテリー	各1台			
緊急注水用ホース	各1台			
排水用ホース	3本			
シート	1式			
ホウ酸(天然同位体組成)	72kg以上(約2.3kg以上)			
取水設備	2台			
20mホース	4本			
消防栓用ハンドル	2本			
冷却水系配圧給水ポンプ	2本			
除電機	1台			
液体シンチレーションカウンタ	2台			
重水分	1台			
放射線				
放射線				
測定器				
定装置				
放射線				
測定器				
定装置				

分類	種別	数量	点検年度	管理者
別添第15の2 研究炉に係る機器(第5.0条の4)	避難用照明	49台		
	非常用照明(制御室)	1台		
	集中電灯(制御室)	6本		
	集中電灯(炉室1階、地階)	各1本		
	誘導灯	28台		研究炉部長
	消火器(原子炉棟)	22本		
	消火器(臨界集合体機械棟・電気室)	7本		
	消火器(使用済燃料貯蔵)	5本		
	水災感知器(原子炉棟)	91台		
	水災感知器(臨界集合体機械棟・電気室)	25台		
水災感知器(新燃料貯蔵室)	1台			
水災感知器(使用済燃料貯蔵)	13台			
水災受信機(原子炉棟)	4台			
水災受信機(臨界集合体棟)	1台			
水災受信機(新燃料貯蔵室)	1台			
水災受信機(使用済燃料貯蔵)	1台			
屋内消火栓(原子炉棟)	4台			
屋内消火栓(臨界集合体機械棟・電気室)	1台			
消火器(中央管理室)	1本			
水災感知器(中央管理室)	2台			
水災受信機(中央管理室)	1台			
1次降電ポンプ用船体電源装置内蔵バッテリー	1台			
ディジーセル発電機兼作用蓄電池	2台			
屋内モニタリングシステム用空間環境基準計用無停電電源装置内蔵バッテリー	1台			
非常電話*(中央管理室)	2台			
所内電話*(制御室、中央管理室)	各1台			
放送設備	1式			
監視カメラ(炉室)	各1台			
インターホン(制御室、各実験設備)	11台			
1次冷却配管止水設備	5台			
防塵機	2基			
全重マスク	5着			
可搬型消防ポンプ及び起動用バッテリー	各1台			
緊急注水用ホース	各1台			
排水用ホース	3本			
シート	1式			
ホウ酸(天然同位体組成)	72kg以上(約2.3kg以上)			
取水設備	2台			
20mホース	4本			
消防栓用ハンドル	2本			
冷却水系配圧給水ポンプ	2本			
除電機	1台			
液体シンチレーションカウンタ	2台			
重水分	1台			
放射線				
放射線				
測定器				
定装置				

試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準2への対応

*1 臨界部屋と共用
 *2 臨界部屋及び燃料機械棟と共用
 *3 中央管理室設置のものには臨界部屋と共用
 *4 制御室設置のものには炉内電話(制御室)と共用
 *5 放射線測定器(放射線測定器(表面汚染測定用))
 *6 ハンドフラットプロセキネータ
 *7 前面内蔵型放射線計測器
 *8 放射線計測器
 *9 放射線計測器

別表第16 臨界装置に関する報告除外の事項 (第79条) (省略)

分類	種類	数量	点検頻度	管理者
安全装置	非常用照明 (制御室)	2台	1回/月	臨界装置部長
遮断路	機中電灯 (制御室、炉室)	各2本		
等	誘導灯	13台		
	避難用照明	30台		
火災対応機器	消火器	38本	1回/6ヶ月	臨界装置部長
	火災感知器	36台		
	ハロン消火設備	3台		
	火災受信機 ^{*1}	1台		
	火災受信機 ^{*2} (中央管理室)	1台	1回/6ヶ月	中央管理室長
非常電源設備	無停電電源装置内蔵バッテリー	1台	1回/月以上又は起動の度ごと	臨界装置部長
通信連絡設備	携帯電話 ^{*3} (中央管理室)	2台	1回/月	中央管理室長
	所内電話 ^{*4} (制御室、中央管理室)	各1台		
	放送設備	1式		
	拡声器 (制御室、炉室)	各1台	1回/月	臨界装置部長
散水設備 ^{*1}	固定電話 ^{*5} (制御室、各実験設備)	3台		
	散水栓	2台		
	20mホース	4本		
	ノズル	2本	1回/年	中央管理室長
	消火栓用ハンドル	2本		
	冷却水系統加圧給水ポンプ	1台		

*1 研究所と共用
*2 研究所及び廃棄物処理棟と共用
*3 中央管理室設置のもの
*4 研究所と共用
*5 中央管理室設置のもの
*6 研究所内電話(制御室)と共用

別表第16 (変更無し)

別表第16の2 臨界装置に係る機器 (第93条の3)

分類	種類	数量	点検頻度	管理者
安全装置	非常用照明 (制御室)	2台	1回/月	臨界装置部長
遮断路	機中電灯 (制御室、炉室)	各2本		
等	誘導灯	13台		
	避難用照明	30台		
火災対応機器	消火器	38本	1回/6ヶ月	臨界装置部長
	火災感知器	36台		
	ハロン消火設備	3台		
	火災受信機 ^{*1}	1台		
	火災受信機 ^{*2} (中央管理室)	1台	1回/6ヶ月	中央管理室長
非常電源設備	無停電電源装置内蔵バッテリー	1台	1回/月以上又は起動の度ごと	臨界装置部長
通信連絡設備	携帯電話 ^{*3} (中央管理室)	2台	1回/月	中央管理室長
	所内電話 ^{*4} (制御室、中央管理室)	各1台		
	放送設備	1式		
	拡声器 (制御室、炉室)	各1台	1回/月	臨界装置部長
散水設備 ^{*1}	固定電話 ^{*5} (制御室、各実験設備)	3台		
	散水栓	2台		
	20mホース	4本		
	ノズル	2本	1回/年	中央管理室長
	消火栓用ハンドル	2本		
	冷却水系統加圧給水ポンプ	1台		

*1 研究所と共用
*2 研究所及び廃棄物処理棟と共用
*3 中央管理室設置のもの
*4 研究所と共用
*5 中央管理室設置のもの
*6 研究所内電話(制御室)と共用

試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準 2.への対応

変更前				変更後				備考
別表第16の3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器(第102条の2)*								試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準2への対応
分類	種類	数量	点検頻度	管理者				
安全運搬通路等	誘導灯(廃棄物処理棟) 誘導灯(第2固形廃棄物倉庫)	6台 2台	1回/月	放射性廃棄物処理部長				
火災対応機器	消火器(廃棄物処理棟) 消火器(第1固形廃棄物倉庫) 消火器(第2固形廃棄物倉庫) 火災感知器(廃棄物処理棟) 火災感知器(第1固形廃棄物倉庫) 火災感知器(第2固形廃棄物倉庫) 屋内消火栓(廃棄物処理棟) 火災受信機(廃棄物処理棟)	12本 2本 3本 18台 2台 5台 1台 1台	1回/6ヶ月	放射性廃棄物処理部長				
液体廃棄物放出計測器	液体シンチレーションカウンタ** 試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用)	1台 2台	1回/6ヶ月 1回/生	中央管理室長 放射線管理部長 放射性廃棄物処理部長				
*本表の機器は、研究所及び臨海装置と共用 **重量分析用と共用								
別表第16の4 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定(第101条、第102条)								試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準1への対応
分類	項目	計測器種別	頻度					
放射性気体廃棄物	希ガス濃度	スタックガスモニタ	連続					
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度	放射能測定装置(液体廃棄物測定用)	連続					
	放射性物質濃度	試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用)	放射の都度					
	トリチウム濃度	液体シンチレーションカウンタ	放射の都度					

変更前 **変更後** **備考**

別表第17 放射線管理用機器 (第123条、第124条、第150条(3))
(研究炉) (臨界装置)

名称	数量
炉室ガンマ線エリアモニタ	4台
炉室中性子線エリアモニタ	4台
燃料室ガンマ線エリアモニタ	2台
燃料室中性子線エリアモニタ	1台
総合測定室ガンマ線エリアモニタ	1台
総合測定室中性子線エリアモニタ	1台
イオン交換塔モニタ	2台
2次冷却水モニタ	1台
緊急時用ガンマ線エリアモニタ	1台
緊急時用中性子線エリアモニタ	1台
使用済燃料室ガンマ線エリアモニタ	1台
使用済燃料室中性子線エリアモニタ	1台
スタックガスモニタ	1台
スタックガスモニタ	1台
ハンドフットクロスマニタ	1台
表面汚染検査用サーベイメータ	1台
重水分析用放射性ガスモニタ	1台

名称	数量
炉室ガンマ線エリアモニタ	6台
炉室中性子線エリアモニタ	2台
燃料室ガンマ線エリアモニタ	1台
燃料室中性子線エリアモニタ	1台
総合測定室ガンマ線エリアモニタ	1台
総合測定室中性子線エリアモニタ	1台
イオン交換塔モニタ	1台
2次冷却水モニタ	1台
緊急時用ガンマ線エリアモニタ	1台
緊急時用中性子線エリアモニタ	1台
使用済燃料室ガンマ線エリアモニタ	1台
使用済燃料室中性子線エリアモニタ	1台
スタックガスモニタ	1台
スタックガスモニタ	1台
ハンドフットクロスマニタ	1台
表面汚染検査用サーベイメータ	1台
重水分析用放射性ガスモニタ	1台

(共通)

名称	数量
廃棄物処理棟ガンマ線エリアモニタ	1台
廃棄物処理棟ダストモニタ	1台
構内モニタリングステーション空間線量率計	1台
周辺監視区域モニタ	4台

別表第17 放射線管理用機器 (第123条、第124条)
(研究炉) (臨界装置)

名称	数量
炉室ガンマ線エリアモニタ	4台
炉室中性子線エリアモニタ	4台
燃料室ガンマ線エリアモニタ	2台
燃料室中性子線エリアモニタ	3台
総合測定室ガンマ線エリアモニタ	1台
総合測定室中性子線エリアモニタ	1台
イオン交換塔モニタ	1台
2次冷却水モニタ	1台
緊急時用ガンマ線エリアモニタ	1台
緊急時用中性子線エリアモニタ	1台
使用済燃料室ガンマ線エリアモニタ	1台
使用済燃料室中性子線エリアモニタ	1台
スタックガスモニタ	1台
スタックガスモニタ	1台
ハンドフットクロスマニタ	1台
表面汚染検査用サーベイメータ	1台
重水分析用放射性ガスモニタ	1台

名称	数量
炉室ガンマ線エリアモニタ	4台
炉室中性子線エリアモニタ	4台
燃料室ガンマ線エリアモニタ	2台
燃料室中性子線エリアモニタ	3台
総合測定室ガンマ線エリアモニタ	1台
総合測定室中性子線エリアモニタ	1台
イオン交換塔モニタ	1台
2次冷却水モニタ	1台
緊急時用ガンマ線エリアモニタ	1台
緊急時用中性子線エリアモニタ	1台
使用済燃料室ガンマ線エリアモニタ	1台
使用済燃料室中性子線エリアモニタ	1台
スタックガスモニタ	1台
スタックガスモニタ	1台
ハンドフットクロスマニタ	1台
表面汚染検査用サーベイメータ	1台
重水分析用放射性ガスモニタ	1台

(共通)

名称	数量
廃棄物処理棟ガンマ線エリアモニタ	1台
廃棄物処理棟ダストモニタ	1台
構内モニタリングステーション空間線量率計	1台
周辺監視区域モニタ	4台

別表第17の2 管理区域等における線量率等の測定 (第117条、第119条)

場所	項目	頻度
管理区域内	外部放射線にかかる線量率	運転中毎日1回
	外部放射線にかかる線量	毎週1回
	空気中の放射性物質濃度	毎週1回
	表面密度	毎週1回
周辺監視区域境界付近	外部放射線にかかる線量率	連続

別表第18 放射線業務従事者としての認定に必要な教育(第130条)
(省略)

別表第18 (変更無し)

試験炉規則第15条第1項第九号の審査基準4.への対応

試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準2.への対応

変更前		変更後		備考
別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練（第130条）	別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練（第130条）	別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練（第130条）	別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練（第130条）	記載の適正化
教育訓練大項目 関係法令及び保安規定に関すること	教育訓練小項目 原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指示書 原子炉施設設置承認申請書	教育訓練小項目 原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指示書 原子炉施設設置承認申請書	教育訓練小項目 原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指示書 原子炉施設設置承認申請書	再教育実施時間 30分以上
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	原子炉の構造、性能及び運転に関すること 原子炉の起動、運転、停止方法 原子炉燃料・実験設備の取扱方法 原子炉付属設備の機能 原子炉当直者職務の実務 原子炉の保守及び改造手続き	原子炉の構造、性能及び運転に関すること 原子炉の起動、運転、停止方法 原子炉燃料・実験設備の取扱方法 原子炉付属設備の機能 原子炉当直者職務の実務 原子炉の保守及び改造手続き	原子炉の起動、運転、停止方法 10時間以上 起動操作、停止操作 各1回以上	再教育実施時間 90分以上 30分以上
放射線管理に関すること	放射線管理に関すること 放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における放射線安全	放射線管理に関すること 放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における放射線安全	放射線管理に関すること 放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における放射線安全	再教育実施時間 30分以上
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の対応	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の対応	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の対応	再教育実施時間 30分以上
随時の教育	随時の教育 原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要と認める事項	随時の教育 原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要と認める事項	随時の教育 原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要と認める事項	再教育実施時間 30分以上
1. 当初教育は、初めて業務に従事する前に実施する。ただし、臨界装置の運転員で、臨界装置運転員以外の者については、上記の要にかかわらず運転業務に就いた時間数とする。		1. 当初教育は、初めて業務に従事する前に実施し、再教育は1年を通じて各項目について毎年度1回以上実施する。		
2. 再教育は、1年を通じて各項目について毎年度1回以上実施し、合計6時間以上とする。		2. 臨界装置の運転員は上記の要の全てを対象とし、再教育は合計6時間以上とする。		
3. 臨界装置以外の者については当初教育、再教育ともに上記の要のうち運転業務に就いた時間数とする。		3. 臨界装置以外の者については当初教育、再教育ともに上記の要のうち運転業務に就いた時間数とする。		

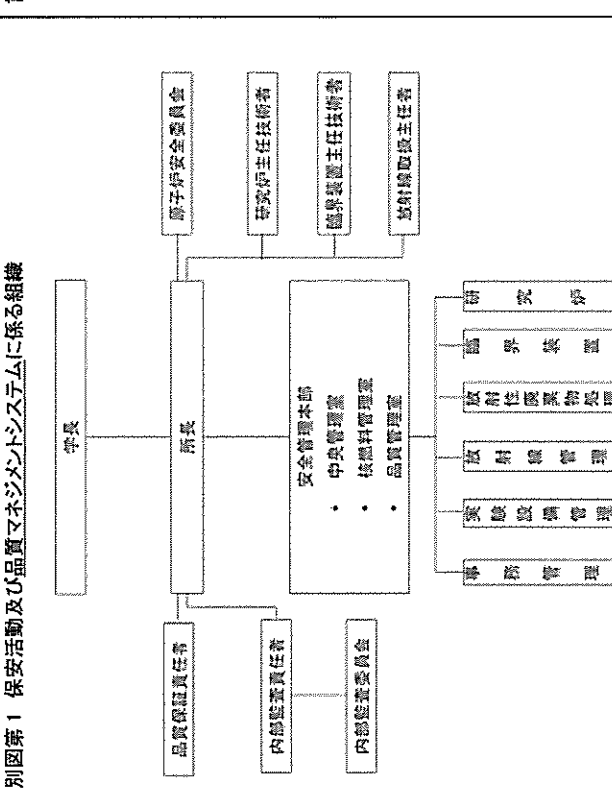
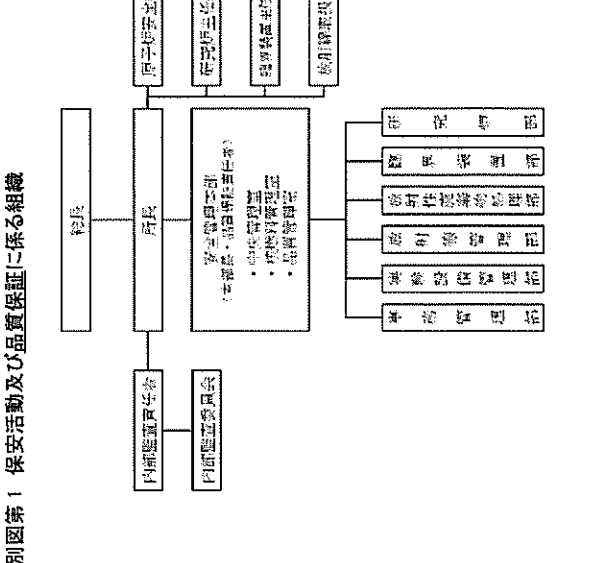
別表第20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準(第130条)
(省略)

別表第20 (変更無し)

変更前		変更後				備考
別表第21 品質保証活動に係る教育(第130条)	別表第21 品質マネジメントシステムに係る教育(第130条)	対象者	所長及び部室員	品質保証責任者	内部監査責任者及び内部監査委員	記載の適正化
品質保証計画書	品質マネジメント計画	30分以上	30分以上			記載の適正化
品質マネジメント文書及び記録(書式)*1	品質マネジメント文書及び記録(書式)*1	30分以上	30分以上			
上欄の2項目に対する再教育	上欄の2項目に対する再教育	15分以上	15分以上			
品質保証に関する知識	品質マネジメントシステムに関する知識	7時間以上	7時間以上			
内部監査の実施方法	内部監査の実施方法	7時間以上*3	7時間以上*3			
頻度	頻度					
当初1回並びに改定のとおり*2	当初1回並びに改定のとおり*2					
当初1回並びに改定のとおり*2	当初1回並びに改定のとおり*2					
毎年度	毎年度					
選任時	選任時					
選任時	選任時					
*1 対象の文書及び記録(書式)は品質保証計画書に則る。	*1 対象の文書及び記録(書式)は品質マネジメント計画書に則る。					
*2 部分改定の場合は、回覧等にて周知徹底を図る。	*2 部分改定の場合は、回覧等にて周知徹底を図る。					
*3 内部監査責任者又は内部監査委員として教育を受けた場合は、除外とする。	*3 内部監査責任者又は内部監査委員として教育を受けた場合は、除外とする。					
別表第22 制御棒落下時間等(第150条(2)) (省略)	別表第22 (削除)					対応条文の削除に伴う変更
別表第23 原子炉施設の主要計器(第150条(3)) (省略)	別表第23 (削除)					対応条文の削除に伴う変更
別表第24 保安上特に管理を必要とする設備の検査(第150条(4)) (省略)	別表第24 (削除)					対応条文の削除に伴う変更

変更前		変更後		備考																																
別表第25 検査の記録(第167条(1))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の名称</th> <th>記録の程度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 使用開始検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査</td> <td>検査のつと</td> <td>同一事項に関する次の検査のときまで</td> <td>中央管理部長</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査 NER施設定期検査 NUC施設定期検査</td> <td>検査のつと</td> <td>同一事項に関する次の検査のときまで</td> <td>中央管理部長</td> </tr> <tr> <td>ハ 施設定期自主検査 NER施設定期自主検査 NUC施設定期自主検査</td> <td>検査のつと</td> <td>同一事項に関する次の検査のときまで</td> <td>中央管理部長</td> </tr> </tbody> </table>	記録の名称	記録の程度	保存期間	保存責任者	イ 使用開始検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査	検査のつと	同一事項に関する次の検査のときまで	中央管理部長	ロ 施設定期検査 NER施設定期検査 NUC施設定期検査	検査のつと	同一事項に関する次の検査のときまで	中央管理部長	ハ 施設定期自主検査 NER施設定期自主検査 NUC施設定期自主検査	検査のつと	同一事項に関する次の検査のときまで	中央管理部長	別表第25 施設管理に係る記録(第167条(1))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の名称</th> <th>記録の程度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 使用開始検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査</td> <td>記録の程度</td> <td>同一事項に関する次の検査のときまで</td> <td>中央管理部長</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設管理の実施状況及びその検査の氏名 NER施設管理実務検査 NUC施設管理実務検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査 NER施設定期検査 NUC施設定期検査 原子炉施設定期検査記録 NER施設定期自主検査 NUC施設定期自主検査</td> <td>施設管理の実施の程度 程度</td> <td>当該検査の実施記録の解体又は廃棄のときまで</td> <td>中央管理部長</td> </tr> <tr> <td>ハ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理業務計画の記録の氏名 施設管理方針 施設管理業務計画 施設管理業務計画の氏名</td> <td>記録の程度</td> <td>評価を要しない施設原状の維持管理の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理業務計画の改定まで</td> <td>中央管理部長</td> </tr> </tbody> </table>	記録の名称	記録の程度	保存期間	保存責任者	イ 使用開始検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査	記録の程度	同一事項に関する次の検査のときまで	中央管理部長	ロ 施設管理の実施状況及びその検査の氏名 NER施設管理実務検査 NUC施設管理実務検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査 NER施設定期検査 NUC施設定期検査 原子炉施設定期検査記録 NER施設定期自主検査 NUC施設定期自主検査	施設管理の実施の程度 程度	当該検査の実施記録の解体又は廃棄のときまで	中央管理部長	ハ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理業務計画の記録の氏名 施設管理方針 施設管理業務計画 施設管理業務計画の氏名	記録の程度	評価を要しない施設原状の維持管理の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理業務計画の改定まで	中央管理部長	試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応
記録の名称	記録の程度	保存期間	保存責任者																																	
イ 使用開始検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査	検査のつと	同一事項に関する次の検査のときまで	中央管理部長																																	
ロ 施設定期検査 NER施設定期検査 NUC施設定期検査	検査のつと	同一事項に関する次の検査のときまで	中央管理部長																																	
ハ 施設定期自主検査 NER施設定期自主検査 NUC施設定期自主検査	検査のつと	同一事項に関する次の検査のときまで	中央管理部長																																	
記録の名称	記録の程度	保存期間	保存責任者																																	
イ 使用開始検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査	記録の程度	同一事項に関する次の検査のときまで	中央管理部長																																	
ロ 施設管理の実施状況及びその検査の氏名 NER施設管理実務検査 NUC施設管理実務検査 NER使用開始検査 NUC使用開始検査 NER施設定期検査 NUC施設定期検査 原子炉施設定期検査記録 NER施設定期自主検査 NUC施設定期自主検査	施設管理の実施の程度 程度	当該検査の実施記録の解体又は廃棄のときまで	中央管理部長																																	
ハ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理業務計画の記録の氏名 施設管理方針 施設管理業務計画 施設管理業務計画の氏名	記録の程度	評価を要しない施設原状の維持管理の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理業務計画の改定まで	中央管理部長																																	
別表第26 研究炉の運転及び点検の記録(第167条(2)) (省略)		別表第26 (変更無し)																																		
別表第27 臨界装置の運転及び点検の記録(第167条(3)) (省略)		別表第27 (変更無し)																																		
別表第28 核燃料物質の記録(第167条(4)) (省略)		別表第28 (変更無し)																																		
別表第29 重水の記録(第167条(5)) (省略)		別表第29 (変更無し)																																		
別表第30 研究炉に関する放射線管理の記録(第167条(6)) (省略)		別表第30 (変更無し)																																		
別表第31 臨界装置に関する放射線管理の記録(第167条(7)) (省略)		別表第31 (変更無し)																																		
別表第32 巡視点検、改造等、保守、特性測定などに関する記録(第167条(8)) (省略)		別表第32 (削除)																																		

変更前		変更後		備考
別表第33 原子炉施設における使用記録(第167条(9)) (省略)	別表第33 (変更無し)			
別表第34 原子炉施設の事故記録(第167条(10)) (省略)	別表第34 (変更無し)			
別表第35 気象記録(第167条(11)) (省略)	別表第35 (変更無し)			
別表第36 保安教育の記録(第167条(12)) (省略)	別表第36 (変更無し)			
別表第37 定期的な評価の結果(第167条(13))	別表第37 定期的な評価の結果(第167条(13))			試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応
イ 保安活動の実施の状況の評価、RUR保安活動評価及び最新の技術的知見の反映、RUR保安活動評価状況の評価	記録の名称 RUR保安活動評価	記録の頻度 評価のつと	保存期間 原子炉解体までの期間	保存責任者 品質管理部長
ロ 終生業主に関する技術的な評価、RUR終生進化評価、RUR終生変化評価	記録の名称 RUR終生進化評価	記録の頻度 評価のつと	保存期間 原子炉解体までの期間	保存責任者 品質管理部長
ハ エの評価に基づき原子炉施設全体の安全のために実施すべき措置、RUR安全10箇年計画、RUR安全10箇年計画	記録の名称 RUR安全10箇年計画	記録の頻度 策定のつと	保存期間 原子炉解体までの期間	保存責任者 品質管理部長
別表第38 品質保証計画(第167条(14))	別表第38 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに基いた計画(第167条(14))			試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応
品質保証計画の策定	記録の名称 品質マネジメント計画書	記録の頻度 策定及び改定のつと	保存期間 次の改定後5年間	保存責任者 品質管理部長
	品質マネジメント文書	記録の頻度 記録の作成又は変更のつと	保存期間 当該記録の作成又は変更後5年間	品質管理部長
	品質マネジメント計画書 品質マネジメント計画書 品質マネジメント計画書 品質マネジメント計画書 品質マネジメント計画書	記録の頻度 策定及び改定のつと 記録の作成又は変更のつと 記録の作成又は変更のつと 記録の作成又は変更のつと	保存期間 当該記録の作成又は変更後5年間 当該記録の作成又は変更後5年間 当該記録の作成又は変更後5年間 当該記録の作成又は変更後5年間	品質管理部長 品質管理部長 品質管理部長 品質管理部長 品質管理部長

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 保安活動及び品質保証に係る組織</p>  <p>別図第2 管理区域の位置 (省略)</p> <p>別図第3～別図第8-2 管理区域の設定範囲 (省略)</p> <p>別図第9 保安区域 (省略)</p> <p>別図第10 周辺監視区域 (省略)</p>	<p>別図第1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織</p>  <p>別図第2 (変更無し)</p> <p>別図第3～別図第8-2 (変更無し)</p> <p>別図第9 (変更無し)</p> <p>別図第10 (変更無し)</p>	<p>記載の適正化</p>